

平成21年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第4日目)

平成21年3月13日(水曜日)

午前9時30分開議

第32 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第32、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

4番、河端芳恵君の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 4番、河端です。通告書に従って町長に伺います。

始めに、菊池町政の任期後半に向けての考え方を伺います。

平成19年5月、菊池町政がスタートしてもうすぐ2年になり、3年目の折り返し点に來ましたが、当選後の初議会での町政執行方針以来、一貫して町長が目指している「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」という基本理念が平成21年度予算に充分に反映されているとは思えません。町政の継続性という面から、今までの2年間では思うように改革できなかったこともあったと思いますが、任期後半に向けて菊池カラーをもっと鮮明に出すべきだと思います。平成21年度予算の編成にあたり、どのように考えているのか伺います。

1、「町民こそが主役」といっていますが、残念ながら町民にはそれが実感できません。町長が描く主役像とはどのようなものなのか伺います。

2、町長はいつも地方自治の基本は、「町民福祉の増進を図る」とことと言っています。「町民福祉の増進を図る」「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指すと言っているにもかかわらず、何を重点としようとしているのかが見えてきません。町民の中からは「結局何も変わらない」という声がちらほらあがっています。町長の思い描く福祉の町とは、どのような姿なのか伺います。

3、本町も少子高齢化がますます加速してきています。少子化がなぜ問題なのか。なぜ安心して子どもを持たないのか。

町長はどのように考え、町独自の次世代育成策・子育て支援策をどのように進めるのか伺います。

4、子育て支援センターの進捗状況は、どのようになっていますか。

また、子育て中の若い母親などの声をどのようにして聞き、反映しようとしているのか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「菊池町政の任期後半に向けての考え方」につきまして、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「町民こそが主役というが町民にはそれが実感できない。町長が描く主役像とはどんなものか」とのお尋ねでございます。

広い意味では、まちづくりは町民自らが主権者として行うということが基本であります。「町民の町民による町民のためのまちづくり」は、行政や役場に任せるだけではなくて町民参画と町民の意思をいかに大切に反映させることだと私自身は認識しているところでございます。

地域のことはそこに住む人が一番理解していることでございますし、地域をどうしたいのか。何が問題で、何が困っているかなどの課題や問題を町民と行政が一体で共有し、どのように関わっていけばいいのかという考え方が基本でなければなりません。町民がすることだとか、それは行政の分野だとかという考え方だけではなくて、互いに連携することで地域、ひいては町民の一人ひとりがまちづくりに関わりを持つことが、町民参加や協働の基本の考えでございます。そのためには行政などの持つ情報公開も当然、必要になりますし、実施の過程で住民活動へのバックアップも必要となる場面があると思います。

まちづくりにおいては、行政の責任が重大であり、職員も一層頑張ることは当然でございますけれども、行政の主導ではなく、住みやすい地域環境を作るため、あくまでも町民が中心となって行政と一緒に連携して進めるということが「町民こそが主役」であると考えますので、この点については、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の「町長の思い描く福祉の町とはどのような姿なのか」とのお尋ねでございます。安心して子どもを産み育てることができる町であったり、高齢になっても住み慣れた場所で暮らすことができる町を誰もが望んでいるものと思います。

しかし、こうしたまちづくりは、先も申し上げましたとおり行政だけでできるものではなく、地域のコミュニティーが最大の福祉といわれるように、町内会や実践会などの地域のつながりや、様々なボランティア活動によって、そこに住む人の安全や安心が守られる町であることが大切であると考えているところでございます。

次に、3点目の「町独自の次世代育成策・子育て支援策をどのように進めるのか」とのお尋ねと、4点目の「子育て支援センターの進捗状況と若い母親などの声をどのようにして聞いているのか」とのお尋ねでございます。このまま少子化が進むことにより社会の活力が失われていくことが懸念されるところであり、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることが重要であると考えているところであります。

こうした環境を整えるためには、まず子育て支援センターの設置が必要であると考えており、昨年子育て支援センター検討委員会を立ち上げ、先進地の視察なども行いながら検討を重ねてまいりました。

検討委員会では、子育て支援センターを設置するためには今後の総合的な子育て支援のあり方の検討が必要との判断に立ち、子育て支援センターの目指す姿を内部的につくり上げてきました。

今後はこれをたたき台にして、子育て中の若い母親など広く町民の皆様の意見などもいただきながら、平成22年度開設に向けてさらに検討を加えてまいります。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えさせていただきましたので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） やはり今の2年間では、前年からの政策の継続ということで、思いきったことができなかつたのか。予算を見ても前年度予算を参考にして、削れるところか

ら削っているということで、町長が描いている「福祉のまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」に、あとそれに関する政策的なものがあまり見えてこなかったので、2年前に町民は、今まで福祉畑が長かった菊池町長に対する期待があり、町民の信任を得られたと思います。

また、今までの流れの中で、やはり女性の声が届かない。そのような思いもあり、女性も何か変わって欲しいという熱い町民の変化を望む声が、菊池町政とそれから女性議員誕生ということになったと思います。それで「何か変わるのではないか」という町民の期待があった中で、町長がいつも政策として挙げている「福祉の増進」「安心して暮らせる福祉のまちづくり」という点に、あまり予算が反映されていないということを感じましたので、またこれをやるという重点的なものが見えない。予算の中では見えてこないのも、町長が今一度、リーダーシップをとり「これを絶対やる」というその姿勢が、なかなか見えてこないのも、あえてもう一度町政執行に対する方針を伺いました。今、「頑張る地方応援プログラム」があります。それは、便利なものでいろいろな町からいろいろな情報をとれます。その中で、網走管内でも「頑張る地方応援プロジェクト」を子育て支援、少子化対策にあてている町がかなりあります。その中で特に、西興部村です。それはすばらしい内容なので、そのような政策が訓子府町でもできないのかなど、つくづくうらやましく思いました。その内容は、西興部村ですと義務教育終了まで、医療費全額助成です。それと「エンゼル祝金」として、第3子以降の出産に対し祝金を交付するものです。

また、議会基本条例で有名になりました栗山町では、同じように義務教育終了時まで、医療費全額無料。第3子以降は「すこやか赤ちゃん誕生祝金」として、子育てをする若い親に助成しております。このような施策が、なぜ訓子府でもできないのか。それには、少子化対策をどのように考えているのか。そのように感じますので、もう一度、町独自の施策をどのように考えて、これからどのように進めようとしているのか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私自身が町政を進める中で全ての人が、この町に住み続けることができるまちづくり。それはとりもなおさず「一人ひとりの町民の皆さまを大切にする町政が基本です」ということを何度も申し上げてまいりました。そしてまた、「行政が中心に進めるだけではなく住民自身の力、パワーこそが大事なのだ」という基本的なことをお話をさせていただきました。確かにご指摘のとおり私が、町長になってまだ見えにくい。それは、時代が大きく変わり、施設を建てたことが実績として、あの施設を建てたこの施設を建てたという時代とは、大きく変わってきているという点から申しますと、一人ひとりが福祉中心の町をつくり上げるという変化をなくしては、なかなか実感できないということをお分かりでないかと思えます。特に、福祉の予算的なことでいいますと先の議員の質問にもお答えしましたが、事業税や法人税あるいは税収等も含めて例えばうちの町で申しますと税収でいくと1,000数百万円の減を21年度予算では見込んでおります。そして、それと関連して交付税が、もうこの10年に渡って、10億に及ぶ交付税が減少してきている。そして財政健全化法が、いよいよ今年度から施行されて4つの指標。例えばうちの町でいいますと実質公債比率、借金の割合が18.8%になってきているということで、すでにイエローマークが灯っているという状況の中で、私は、福祉の予算を含めて、町民の生活を守るということの後退させてはならない。むしろ全国的には、福祉

予算を削り、教育予算を削るという現状の中で、私は現状を維持することの厳しさということ町長として、非常に感じているところでありますけれども、そして昨日も申し上げましたけれども、介護保険料や国民健康保険税等も含めた町民の負担を可能な限り、最小限にしていくという努力の中で、平成21年度予算については、2.3%増という予算の組み方というのは、管内でもないのであります。そういう現状を踏まえていただきながら、町政の今の現状維持の難しさという状況の中で、何とか1つでも2つでも町民福祉、福祉の向上を少しずつも前に進めていきたい。とりわけ今年度は、大きくいいますと訓子府小学校の耐震であります。震度6以上の地震がくると訓子府小学校は、崩壊するという危険性をもっている。北見市は、未だにまだ計画の段階です。本町は居武士小や訓小、そしてまた給食センター、体育館も含めて年次的にこの厳しい中でも、1億数千万円のお金を投入して、何とか耐震化をしようとしている状況の中で、私は「さっぱり変わらない」「福祉の目指しているところをやろうとしているのか」という比較をされることに対して、非常に分かっていたきたいという思いが町長として持っております。例えば、西興部村の医療費。小中学校含めて医療費の免除。これは、昨日のテレビでもやっていたけれども、群馬県は、県を上げて全部の市町村がそのような施策をとるということであります。前回の議会では、東京都の日の出町の75歳以上の高齢者の医療費を無料にするという政策が、同じ自治体として、そういう差が出てきているということのお話を申し上げました。本来は国がそのようなことをきちんとやっていたいかなければならないことを国ができないため、市町村などの自治体が補填するあるいはカバーする。私はある意味ではおかしな状況だということを考えているところでございます。例えば、北見市の例を挙げましょう。新市長が保育園の保育料を何人目からか免除する。あるいは給食費を免除するという政策を打ち上げました。私もできるのならやりたいのであります。しかし、市議会は、なかなか認めません。北見市の財政の状況というのは訓子府町が考えている以上に大変厳しいものがございまして。政策というのは、そういうある意味では、一時的にそのようなことをやるのが、本当に町民の福祉の向上につながるのかという点でいいますと、私はある意味では今は大変厳しい。何とか町の財政の健全化を目指すために、職員あげて戦略プランを打ち立てて、そして何とか預金を取り崩さないで、この町がこの町であるがゆえに、誇れるような町を財政的にも確かなものにしていきたいという状況の中で、そのような医療費やあるいは様々な免除ということではできません。

しかし、小刻みではありますけれども子育てセンター、あるいは特定疾患のあるいはそれを拡大した難病の人たちの通院費の助成やあるいは北見市内あるいは置戸に通院している人のバス通学定期の助成から始まって、ささやかかもしれませんが、確かな支えを私は、一步一步とやっていたいかなければならないということで、今回やらせました。栗山町の議会基本条例。すなわち議会が町民に報告の義務を負ったり、様々な議会が自ら変わろうとしている先進的な栗山町の実践やあるいは医療費の無料のお話もございました。

しかし一方で今、栗山町と栗沢町と由仁町は合併を巡って大混乱をしているのであります。栗沢町は住民投票の結果、合併を断念するに至りました。どこの町も、それぞれ非常に先進的な部分とあるいは課題を抱えながら、町民の福祉の向上のためにやっている。その点で申しますと昨日の質問にも申し上げましたように、訓子府町の農業にかけてきた投資、そして今回また、小学校の耐震等をはじめとする様々な状況の中で、何とか子どもた

ちに、安全で安心な学校生活を支えたいという予算投入の考え方についても、私は町長立起のときの考え方とは、何も変わっていない。速度の違いはあるにしろ、そこはご理解をいただきたい。とりわけ町民の皆さんが何も変わっていないのではないのか。これはいろいろな考え方もあるでしょうけども、町村長が変わったからといってまちづくりが、町民一人ひとりが即座に変わるという私は中身ではないと思います。一人ひとりが住民の町政の主演として行政に参画していく。そのようなまちづくりが実現できてこそ変わったということが一人ひとり実感できるのではないかと私自身は考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

栗沢町でなくて、失礼しました。南幌町です。

いずれにいたしましても、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 財政が厳しいのは、十分承知しております。財政分析講座などがありまして、その中で財政を学ぶということで、昨年と今年参加させていただきました。その中で、今までの民生費、扶助費に対する支出がどうだったのか。今、全般に1割減とか数字的に削減しようとしています。過去10年、20年、今まで民生費、扶助費に対する全体の支出の割合がどういうことだったのか。それが妥当であったのかなどうかを再検討しなくてはならないと思います。それで今すぐ便利なもので、どこの町の決算カードでも取り出すことができます。その中で近隣市町村の決算カードの中で、やはり扶助費、民生費などは、訓子府町は決して高いとは言えません。そのようなことを踏まえて、やはりこれからどの部分に目を厳しい財政の中でも、どの部分に目を向けていくのかが町長の姿勢だと思いますので、もう一度お考えをお聞かせ願います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 予算全体の中での民生費、扶助費が他と比較して高いのか多いのか。それは過去の部分でいいますと決して多いとはいえません。それは、議員のご指摘のとおりです。これは1つは、何度もお話をしているように実質公債比率が高いということは、投資的な経費でそのような事業を主としてやってきた町政の運営の結果として、それは表れている。そのことを非とするか是とするか。これは、それぞれの考え方があるでしょうし、昨日、山本議員からもお話もありましたように、今後も臆せず農村基盤整備をやりなさい。道路も整備しなさいと。それでは、バランスの問題が実に大事なのであります。私は改めてまちづくりの最終な本質は教育と福祉だというお話をしています。

しかし、基幹産業の農業の投資を尚ざらにして、いいのかということそうではない。その点でいうと福祉と教育を基本にしながらもバランスのいいまちづくり運営というのが必要なのではないのか。ぜひこれは産業と福祉や教育というのは、1つの要でございますので、改めて私どもが提案している予算というのは、そのような意味でのバランスにも配慮している考え方でございますので、議員各位も福祉やあるいは扶助費のもう少しアップを含めたまちづくり運営が、必要でないかというご議論をぜひしていただきたい。これは町長だけに求めることだけではなく、町長は、もちろん提案していますので、だとすれば道路を我慢しましょう。福祉をもっとこうしましょうという議論を議会自身の自治立法権も問われているのでありますから、ぜひこれは、議員同志の議論と提案を私は逆にご期待したい。よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 次に、役場庁舎の有効利用について伺います。職員数が減り、1階の庁舎内には空きスペースが多くなったと感じます。町民にとって、ワンフロアの方が相談窓口が分かりやすく利用しやすいと思います。先に示された財政健全化戦略プランの中では平成21年度計画として、執務スペースの集約化をあげています。どのように編成し直しをするのか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、役場庁舎の有効利用に関連してのご質問がございました。役場庁舎の有効利用の関連につきましては「職員数が減り、1階の庁舎内には空きスペースが大変多くなったと感じる。町民にとって、ワンフロアの方が相談窓口がわかりやすく利用しやすいと思うが、コンパクトに編成し直す考えはないか」というお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり全課がワンフロアに集中しているほうが分かりやすくお年寄りや身体の不自由な方にも利用もしやすくなるだろうとは思いますが、

しかし、現庁舎の建設にあたり当時職員などの人数、庁舎で約95名、福祉センターで約33名を想定し、さらに書棚、机などのスペース等を考慮し面積を決めたものでございます。単純に職員等の人数だけで詰め込みをすると可能かも知れませんが、職員が減っても業務量や書類等が減るわけではございませんし、課の区分けや書棚、机のスペースなどを考えると大変に難しい状況でございます。

特に、1階で町長室、応接室、教育長室、出納室、議会事務局などの個別の部屋を確保することなどの現状を考えれば非常に困難であり難しいという状況でございますので、現状をご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） これについては、先ほど申しましたように、財政健全化戦略プランの中で執務スペースの集約化ということをあげておりましたので、町長もある程度、具体的なことを考えているのかと思っておりましたので伺いました。私も足が不便で身体障がい者であり2階の上がり降りは辛いものがあります。今、これから申請が始まります。特別交付金ですか。あれが16、17日は、それぞれ地域の窓口で夜間受付。それ以降は子育て応援の部分は、翌日の18日以降受付されます。特別、名称、特別給付金ですね。定額給付金給付金ですね。すみません。定額給付金の分については、16、17日。その場に行けなかった場合は23日以降に正面へ窓口を設けるということで、3月中に行けなければ2階の企画財政課で、確かそういう案内がありました。私を感じるのは、やはり町民にとってもあの部分はあっちで、この部分はこっちというのではなく、まして2階と1階というのではなく、やはり高齢者の方や障がいを持った方がどんどん増えておりますし、できるのならいろいろな窓口が、ワンフロアになったほうがいい。それと職員の中でも、やはりその課の様子も分かりますし、そういうことで、お互いにいいと思ったものですから伺いました。先ほど21年度に執務スペースの集約化を21年度の目標としてあげているというので、今どのように考えているかということをお伺いします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 財政健全化プランの中でも、スペースの集約化ということ項目では確かにあげていますがけれども、21年度からの実施項目ということでは

なく、今後そういった職員数ですとか、そういったことも考慮しながら、今後の検討項目として、プランの中に入れてあります。

議長（橋本憲治君） 定額給付金の受付はどこでやるのか。2階でやるのか。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 定額給付金の関係で、先ほどお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきたいと思います。定額給付金につきましては、全戸が対象だということで相当の事務量になる。そしてそれを3月中に支払うためには、16、17日に1回お受けをして、そしてその後23日まで期間を空けていますのは、その間に振込の手続きを済ませたいということでありまして、そのような意味では、子育ての手当てのことは、取り扱いが異なるということをご理解をいただきたいというように思います。あと4月以降につきましては、一定程度3月で終了すると予想されることから下のほうにわざわざそこに専任の職員を配置してずっと置いておくこともできないということで、エレベーターもありますので、そのような意味で2階のほうで受付させていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 給付金のことについて、伺うつもりはなかったのですが、たまたま手続きをする際、1階に行ったり2階に行ったりということが生じるということで、たまたま例として出しました。

次に、男女共同参画計画策定の考えについて伺います。

本町では、まだ町行政に、女性の声を届けたくてもそのような場が少なく、相変わらず審議会、委員会に女性の委員が少ないのが現状です。国は男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすとして、平成12年「男女共同参画基本法」を策定し、市町村にも「男女共同参画計画」を定めるように努めるよう規定しています。本町では、どのように取り組んでいるのか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「男女共同参画計画策定の考え方」についてのお尋ねがございましたので、最初にお尋ねの前段部分について少し私のほうから説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成20年の第1回定例町議会の一般質問でも議員からお尋ねをいただき、各審議会や委員会などの女性の方の選任については配慮をしている旨、お答えしているところでございます。今回は予算書ベースで26の各種委員などにおける男女比率などにつきましてご説明させていただきましたけれども、その後調査いたしましたところ予算書に記載されているものも含め現在把握している数だけで64団体742名の委員等があります。その内女性の方の数が172名でございまして、率にして23.2%になり、団体の中で女性の委員がない団体は23団体でございます。このように町で選出し委嘱などを行う段階では、従前より女性の方の選任については必ず配慮をするようにしておりますけれども、下部団体等からの推薦やあて職といった面で必ずしも女性の方が多いとは言えない現状であります。今後も、町での選出にあたっては十分配慮をしまいたすけれども、各団体からの推薦等にあたり、女性の方の推薦選出が増えていただければと

思うところがございます。

次に、「男女共同参画計画」の取り組みについてですが、道内における現状として「男女平等参画等・女性に関する条例」を制定している市町村数は全道の180団体中13市町で町村では5町村、また、「男女共同参画計画」策定団体は、条例制定団体含めて34市町村、内町村は8町村となっているところでございます。

さらに網走管内においては、4市町で、うち町村では1団体という状況になってございます。ご存じのようにこの計画は、男女共同参画社会基本法におきまして都道府県は計画が義務化されておりますけれども、市町村は努力規定となっております。

しかし、第9条では国の施策に準じた施策等の策定、実施義務は課せられており、仮に計画が策定されない場合でも男女共同参画社会の形成の促進を図ることは義務づけられているところでございます。計画策定にあたり、都道府県は国の計画を勘案し、市町村は国及び都道府県の計画を勘案することになり、それに加えて地域特性に応じた施策を策定し実施することが必要になります。

この計画は策定にあたり全町民、団体、さらには企業などにおいてもこの理念を理解して実行することが求められております。このように、町民全体で調整を図る必要があり、さらに男女差別や男女格差といった問題や精神的な部分の^{ひっしよく}払拭をも含めて、実効性を高めるためには非常に難しい部分がございます。現状では基本法第9条にあるように男女共同参画計画が無くとも国及び都道府県の理念を遵守することが求められておりますから、町村の策定率が低い、こうしたことが町村の策定率が低い一因になっているものと思われま。いずれにいたしましても行政が計画策定を進めることを優先させるのではなくて、住民自身による計画策定の必要性や気運をもりあげていく運動が必要であり、これらの管内の状況など計画策定の推移を見ながら、今後検討してまいりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） とかく男女共同参画という言葉を聞くと特に、男性の方は昔のウーマンリブだとか、そういうことをすぐ思い浮かべるのか、何となく拒否反応を示されると思ひます。私が議員になったというのも、やはり女性が自分たちの声を出す場がない。自分たちの思いがなかなか届かない。そのような長年の思いが、私を支持して下さったと思ひます。男性も女性も性別に関係なくお互いを認めあえれば、本当に男性にとっても、この男女共同参画社会というのは男性にとってもいいことだと思ひます。それで今、町長は住民の基本的な合意でということでありましたが、やはりいろいろな委員会に出たり、いろいろな場に女性が出ることによって、最初は「女に何わかる」「女に何ができる」という目があるのかと思ひますが、やはりいろいろな場でいろいろなことを見聞きし、それが訓練となり、女性もいろいろな力を発揮できると思ひますので、女性が参加できる場を今後とも増やしていただきたいと思ひます。

町長のお考えを伺ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員がご指摘のように確かに我が国というとらえ方をしてみると、女性の社会進出やあるいは様々な公的な場での活用というのは非常に少ない。あるいはまた女性という性別によって、就職や様々な状況の中で男性社会中心の弊害があるという現

状は、私自身も認識しているところでございます。その点で申しますと各委員に女性の登用を積極的にして欲しい。これは私自身は、男だから女だからという意味で登用しているつもりもございませんし、むしろこの人であれば町民にとって町政にとってまちづくりにとって、欠かせない人だという人を男女問わず、選出あるいは推薦し決定をさせているところでございます。職場ひとつをみましても、ぜひ女性の管理職を登用したい。あるいは素晴らしい能力をもっている女性職員も沢山、私どもの職場にあります。

しかし残念ながら、途中退職者の中に女性が多いのであります。私はある意味では、行政の長として、そのような理解ももちろん大事ですけれども、職場、地域、様々な活動の分野で、女性自身がさらに意識を変えて一步踏み出すという努力こそがさらに必要だというように考えているものでございます。そして、行政が女性参画条例やそのようなことをつくることは大切なことだと思いますけれども、もっと大事なのは住民自らがそういう気運をつくりあげる。女性自身も含めてもっと努力をしていくということを決意にして、条例を先につくることが本当にいいのだろうかということで、私自身も現状では、悩んでいるところでございますので、議員も何度かご指摘のように行政も含めて共に努力しながら、女性参画の機会をより拡充してまいるようにお約束申し上げまして、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 次に、教育長へ新学習指導要領に向けての取り組みについて伺います。

新学習指導要領に基づき、平成21年度から小中学校で新教育課程への移行及び先行期間がスタートしますが取り組み環境整備は万全に行われているのか伺います。

1、全国学力テストなどで道内の小中学生の学力低下が指摘されていますが、本町の小中学生の学力及び体力はどのような状態ですか。低いとするとその具体的な対策はどのように考えていますか。

2、道は2009年度に「北海道学び環境づくりプロジェクト」「子どもの体力向上推進事業」を新規事業として予算化しましたが、本町でもそれをどのように活用することができるのか伺います。

3、昨年度から学校職員評価制度が導入され、本年度から教員免許更新制度が実施されますが、子どもたちに与える影響はないのか伺います。

4、新教育課程への先行措置として、本年度から学校裁量で小学3年生から英語授業を実施しますが、どのように対応するのか伺います。

5、AET(語学指導助手)これは昔、英語圏から講師が多かったものですから、Assistant English Teacher(アシスタントイングリッシュティーチャー)ということでAETですが、今は英語圏以外の方が多いので、ALT、Assistant Language Teacher(アシスタントランゲージティーチャー)というようになっているのが一般的だと思います。ただ訓子府の場合、広報の中でもAETという表記がありましたので、あえてAETとさせていただきます。

AETの役割と位置づけはどのようになっているのか伺います。

今回のAETは、任期の途中で1月末に帰国しましたが、問題点と今後の対策をどのように考えていますか。AETは地方交付税で措置されていますが、町の持ち出し額はどの

くらいあるのか伺います。

すいません。ちょっと時間がないのでいいですか。

議長（橋本憲治君） いいですか。

4番（河端芳恵君） 補足で付けようと思ったのですが。

議長（橋本憲治君） 再質問で補足から入ってください。

教育長。

教育長（山田日出夫君） 新学習指導要領等に向けての取り組みについて、5点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。早口でまいります。

まず、1点目の「全国学力テスト等で本町の小中学生の学力及び体力がどのような状態なのか、低いとするとその具体的な対応策は」とのお尋ねですが、全国学力・学習状況調査につきましては、先の小林議員のご質問でお答えいたしましたので詳しい説明は省略させていただきますが、調査結果につきましては、学校数が少なく町全体の結果を公表すると学校がすぐ特定され序列化や過度の競争につながることから公表を行わないこととしております。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果につきましても、全国学力・学習状況調査と同じ趣旨により公表しないこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、これらの調査結果に基づく対策としましては、この調査結果で把握した成果と課題を分析し検証するとともに、学校改善プランを作成するなど指導の改善等に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目の「北海道学び環境づくりプロジェクト及び子どもの体力向上推進事業をどのように活用するか」のお尋ねであります。両事業とも北海道教育委員会が、平成21年度からの新規事業として計画しているものであります。

しかし、道教委からまだ通知がなく、私たちも教育環境の報道で承知している程度であり、基礎、基本を培う確かな学力を身に着けさせることや体力の向上のための各種の支援プログラムの作成と実践を目的とする事業と聞いております。活用につきましては、正式通知がきましたら学校と検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

次に3点目でございますけども、「学校職員評価制度及び教員免許制度が子どもたちに与える影響はないのか」のお尋ねであります。いずれの制度も教職員の資質向上による成果を子どもたちの教育に還元しようとする狙いがございます。

まず、学校職員評価制度につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、都道府県教育委員会の計画の下に、市町村教育委員会が行うものと規定されております。このため、北海道教育委員会では、平成18年3月に「市町村別学校職員の評価に関する要綱」を策定し、平成20年度から全道的に実施されたものであります。この制度は一人ひとりの努力や成果を評価し、一層意欲を高めることによって、職員の資質能力の向上と学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元することを目的とするものであり、子どもたちには良い影響を与えるものと考えております。

また、教員免許更新制度につきましては、平成19年6月の教員免許法の改正により、平成21年4月から、教員免許更新制度が実施されます。この制度は国際化、情報化、少子高齢化など学校を取り巻く社会状況が大きく変化している中で、子どもたちの人格形成を目指すためには教員が重要な役割を担っているところであります。このため、教員は日々

自己研鑽に努めているところでありますが、定期的に最新の知識、技能の習得を図り、教員が自信と誇りを持ち、社会の信頼に応えることを目指しているものであります。教員免許は、新規取得者の有効期限は10年であり、現免許所持者は年齢ごとに定められた修了確認期間までに免許状更新講習を受講することになります。この更新講習も有効期間の満了や終了確認期間の前までの2年間の間に30時間以上講習を受講することになります。長期休業中などの受講ということもあり、子どもたちにも学校運営等にも大きな悪い影響は出ないものと考えております。

次の4点目の「英語授業をどのように対応するか」のお尋ねであります。新学習指導要領の移行措置期間中には、学校の裁量で可能なものは先行実施することができることになっております。このため、両小学校では外国語活動を先行実施する予定であります。新学習指導要領での外国語活動は5年、6年生からであります。多くの教員が外国語に携わることとし、総合的な学習の時間を活用して3年生から行うものであります。具体的には、訓子府小学校は平成21年度に3年生から6年生が10時間、平成22年度には4年生から6年生で15時間実施する予定であります。

また、居武士小学校は平成21年、22年度とも3年生、4年生が10時間、5年生、6年生は平成21年度に20時間、平成22年度に30時間を予定しているところであります。

なお、両小学校とも語学指導助手を効果的に活用しながら取り組んでいく予定であります。

次に5点目の「語学指導助手について」のお尋ねであります。まず役割と位置付けについては、国際化の進展に対応し、英語による基礎的、実践的なコミュニケーション能力の向上や外国の歴史や文化、伝統に触れ合う機会の提供などから、外国人青年招致事業により語学指導助手を配置しております。この語学指導助手の配置により中学校を始め幼稚園、小学校、高校への派遣や公民館講座など多くの町民が外国人に直に触れ合いながら国際理解教育や語学教育に励んでいるところであります。

次に「任期途中で帰国した問題点と今後の対策について」であります。この度、帰国しました語学指導助手は、昨年8月下旬に来町し業務に携わっておりました。

しかし、日本語があまり話せないことから、コミュニケーションの難しさや文化の違い、慣れない仕事への不安感などにより、ストレスを感じるようになったものと聞いております。今後は、適切な選考を始め、来町後は、より一層サポート体制の充実を図り、引き続き語学指導助手を配置してまいります。

なお、帰国しました語学指導助手の代替として、3月から7月中旬まで北見市在住のアメリカ人を新たに雇用したところであります。

次に「語学指導助手の配置に伴う町の持ち出し額」であります。語学指導助手の更新経費を含めた場合で、地方交付税で約470万円が算入されておりますので、実質持ち出し金額は約140万円となっております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 来年度から小学生も英語を取り入れるということで、居武士小学校と訓子府小学校で時間的な差がありますが、これはどのようなことなのでしょう。それとAETの方が帰国されて、先日115万円の減額補正がなされましたが、7月までの

臨時講師の分は、どのように支出されるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） まず、訓子府小学校と居武士小学校の時数の違いですけど、これは学校裁量に基づいて、実施ができるということになってございますので、そういったことから各学校のいろいろな総合学習の中でやることとなりますので、全体的な総合学習の時間分も含めて、ほかのものと検討した結果、それぞれこの時間で対応するというものになったものでございます。

それから語学指導助手の関係でございますけれども、この3月については、20年度予算ということで支出をしまして、4月から7月の中旬までについては、新年度予算の中で、本年度と同じ科目の中で計上していくということでございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） この英語の授業には、どのような先生が、小学校の場合には各担任がみていると思いますが、それとAETとの関わりをどのようにして進めるのか伺います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） この授業でございますけれども、基本的には担任ということになります。小学校の場合ですから、その中に、語学指導助手が入っていき子どもたちに英語を教えるということございまして、それも先ほど時間を申し上げましたけれども、例えば、小学校で10時間ということですけども、これを全て語学指導助手が入ることではありませんので、担任が1人で教える部分とそれから語学指導助手が入って教える部分ということでございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 語学指導助手に関しても、JETプログラムの中で総務省、外務省、文部科学省がチームを組んでいます。ですから、どのような方が来られるかは、来てみなければ分かりません。今までは、確か9人の方がAETとして、訓子府町に来町されておりましたが、中には日本語が堪能で、日本人でも読まないような「吉川英治」、「志賀直哉」を読んでいる。そのような方もおりましたし、本当に日本語が話せなくて、第一言語のフランス語のもの方もいらっしゃいました。ですから、どのような方が来るか分からないということの中で、AETに英語教育を託することのある部分、不安も感じているのですがいかがでしょう。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） JETを通じて、どなたに来ていただくかというのは、最初に書類で提出する。うちのほうで希望を出すというステップがありますけれども、確かに議員の言われるように、その書類の中で、全て希望を伝えたり、希望が満たされるというものではありません。ただこの制度自体が、熱意のある外国人という基本に立った制度なものですから、やはり一定の限界もございまして、議員が心配される面も我々が心配しないことはありません。そして現実に今回、途中で帰国されたという初めての事例が起きたので、100%万全な体制でこの制度を運用できるかどうかということもありますけれども、それにしましても制度自体がそのような制度ですから、その制約のある中でも、最大限この事業を活用していくことが、子どもたちの教育にとって、活用しないよりは、はる

かに利点があると考えておりますので、そのような欠点を少しでも解消しながら、今後も鋭意努力をしてまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。時間が残り2分になりました。

4番（河端芳恵君） このAETに関しては、外国語担当教員とのチームミーティング力を高め充実するように、学校や教育委員会にも求められているということがありますので、教育委員会のサポートもよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、午前10時45分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は2番、西山由美子君の発言を許します。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。一般質問通告書に従いまして、質問いたします。

まず最初は、町長にお伺いいたします。自立を目指す本町としての意識改革をどのように考えているのか。

町民の誰もが、この町の平和と発展を願い、町政を司る職員は、町民の暮らしの安心と安全を第一に考え任務をこれは「遂行する」と直してください。そのためには厳しい財政状況にあっても、より一層正しい情報の公開と互いに信頼し合える関係を構築することが大切なのではないだろうか。

町長は、「当面は自立の道を歩む」と町民に意思を表明したが、財政面でも多くの課題を抱えている中、どのような意識改革が必要と考えているのか、次の2点について伺います。

1点目、町民と職員との信頼関係を築くために何が重要と考えるか。

2点目、町の農業や商工業の発展と活性化を図るために町民と行政が協力し合ってどう取り組むべきか。

その2点をお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「自立をめざす本町としての意識改革をどのように考えているか」に関連して2点のお尋ねがございましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「町民と職員との信頼関係を築くために、何が重要と考えるか」についてでございます。信頼関係につきましても、町民と職員だけに限らず職場や個人のお付き合いの中でも一番大切なことは、コミュニケーションを図るということではないかと思っております。コミュニケーションを図るためには、話す能力と言われておりますけれども、私自身は話を聞く能力が非常に大切と考えております。さらに相手の身になって真剣に考えることができるかということでございます。コミュニケーションの取り方は、それぞれの資質や性格、さらには環境というものが作用し難しい面がありますが、職員個々がそれをど

う受け止め、どのように変えていくかが大切なことだと思っております。

昨年から実施しております地域担当の職員につきましても、仮に会話が合理的であっても事務的な気持ちのない会話では、感情的に理解されにくいのではないかと思います。うまくコミュニケーションを取るのが苦手な職員もいると思いますが、これは職員にとっても一つの試練だとも言えると思います。職員には常日頃から「町民の目線にたって」と言っているところですが、町民の苦しみを自らの苦しみとし、町民の喜びを自らの喜びとするような町民生活に本当に役に立つ役場職員なくして信頼関係は築けません。金銭的な感覚で損得勘定を考えるようなときには一時の人間関係を形成できても、真の信頼関係は生まれませんし、職員にとってもいい結果は生まれず、当然達成感の共有には結びつきません。長い目で見ましたときに、どのように結果として現れるかが問題であります。そういう面では、職員と町民だけに限らず信頼関係にとりましては人と人とのコミュニケーションは、切り離せないことと考えているところでございます。

次に、2点目の「本町の産業発展と活性化に係る町民と行政の協力体制の構築について」のお尋ねでございます。1つには、農協や商工会など関係機関と連携しながら各種補助制度などを活用し、町の農業や商工業の発展につなげていくことが重要と認識しているところでございます。加えて、町民と行政の協力という観点で考えますと、町民の皆様の発案や意見に素早く応えることができる体制整備が重要と認識しており、例えば、昨年度から始めました「元気なまちづくり総合補助金」の創設や「訓子府・新エネルギー研究会」からの要請による補助事業を活用した調査研究など、一步一步取り組みを進めているところでございます。今後も行政といたしましては、まちの発展や活性化を図る住民組織がより多く誕生すべく環境づくり、下地づくりに努めていく考えであります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） それでは、最初の1点目について再質問いたします。

町長は、よく矢祭町のことを例えることがありますが、矢祭町では自立を宣言した直後、職員の意識がすごく変わったと聞いております。私たちのまちでは、宣言とまではいきませんが自立のまちを表明して、その後、職員の意識がどのように変わったのか。

それから職員より財政健全化も含めて提案された施策がどのくらいあるのか。

それと町長が考える職員の人材育成について、どのように改革しようとしているのか。

その点についてお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） これは先ほどの河端議員からのご質問もありましたように福祉優先のまちづくりがさっぱり変わらないのではないのかという考え方と非常に似ているご指摘ではないかと思います。私自身は人間の個々でとらえています。そうは簡単には変わらない。変わったら不思議です。それぞれの生き方があり、それぞれの生活がある。そしてそれぞれのやり方と育ちの中で人間は町長が代わったことによって変わるのであれば、それはおかしい。私は、人が変わるというのは、むしろ町長といえども一人ひとりの生き方やそういったものを変えようというのは、逆に言うと私自身が戒めなければならない姿勢ではないのかと思います。人間が変わるといえるのは一体何なのか。それはまさに自ら学ん

で自らが変わろうとする思いになった時に、変わらなければならないのであります。変わるということを私は思います。だから学びも必要でありますし、地域の様々な出会いの中で職員が課題からそれることなく、逃げることもなく、それで給料をもらっている訳ですから、困難から逃げることなく、あらゆる要望やあらゆる困難にき然と向き合いながら学び、そして共に共有していくことで職員が変わっていく第一歩だというように思えてなりません。その点でいいますと地域担当制度の中での苦労もよく分かります。そして私が保育時間の延長だとかいろいろなことも含めて、いろいろ細かいことも含めて、職員は入っておりますけれども、それを町民の皆さま自身がさっぱり変わらない。むしろ生意気になったとお思いかどうか分かりませんが、いずれにしても私は、その評価を私自身が町長自身ももちろんでございますけれども、町民の皆さまと職員を役場全体の職員力といいたいでしょうか。職員を評価するか。その評価を待ちたいと思うところでございます。一層日々の研鑽と様々なセクションの課題を共有することと町民の困難を共有することによって、私は変わっていくことだと思います。そして本当に、私がこのようなこと言ったらどうなのか分かりませんが、数少ない職員の中でよく頑張ってくれているというのが、私は今のところの実感でございます。細かいことはあるでしょう。

しかし、課長職以下本当によく頑張っていると思っております。これは、もしそうでなければ、どういうところでもっと必要なのかというアドバイスも担当課長の総務課長等にも、ご指摘いただければ一層努力をして進めていきたい。

それから、財政健全化プランによって、何が変わってきたのか。人材育成をどう考えていくのかということでございます。その点でいくと今、職員のことだけではなく様々なご提案がございます。各種団体やあるいは農業後継者の研修制度の問題、社会教育等を通じた自らの学びの機会を、学びあるいはスポーツをする機会を通じて住民の皆さまが自らを発見し育てていく仕組みや援助をこれからも惜しみなく行っていく考えでございます。行政が住民に命令したり指揮監督することにはなりませんので、これは共に育ちあうという関係をベースにして、施策を私どもは実行していくということでございます。財政戦略プランによって、ある1つには、何が変わったのか。これは、予算書総体を見ていただきながら、確かに預金の取崩しは、今年もでございます。

しかし、2億円に及ぶ基金の取崩しが数千万円になり、いずれ21年度の決算期には、私は20年度もそうですけれども21年度が戦略プランに基づいた健全な財政と事業運営ができる時代が、そろそろ見えてくると確信しているところでございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 宮崎県に五ヶ瀬町という5,000人くらいの町があります。その町の若い職員の姿がある番組で、クローズアップされていまして、偶然私は見たのですが20代の男の職員で、彼は隣町の出身ですが、学生時代に五ヶ瀬町で過ごしたことで、五ヶ瀬町が大好きになり、「この町のために、何か仕事をしたい」ということで職員になったそうです。それで彼は仕事に勤しんでいる中で「もう僕は出世を望まない」と「もう一生このままでいいから、この町のために働きたい」という笑顔がすごく爽やかでした。それで日曜、祝日とか町の行事、イベントには必ず彼が率先し出席しています。その彼の姿を見ているうちにその町民の人たちの彼を見る目がすごく優しいのです。そして我が子のように見守っている。そういう姿が映し出されて、何ていうのだろうか。自治体職員とそ

の町民との関係がこのような柔らかなものでいいと私はそのとき思ったのです。どうしても官民間問わずその組織が良くなるとか悪くなるというのは、やはり人、次第だと思うのです。人口5,800人あまりの私たちの町の町民の生活権を守り、そのために様々な政策を立てて実行してくれるのが1.6%に値する自治体職員なのです。町長の指揮下であらゆる分野でプロフェッショナルな能力や知識が要求され、また、期待されています。でも今、全国的に公務員の改革が求められています。国もその政策を取ろうとしています、それはそのような期待感の裏に、公務員への風当たりの強さというものが見られると思うのです。例えば、これは、別に訓子府町の職員に対して言っているのではないのです。全国的な評価だと思うのですが、1つ目に給料が高い。2つ目に人員が多い。3つ目に危機意識がない。4つ目にコスト意識がない。5つ目にスピード感がない。6つ目に切磋琢磨しない。7つ目に他人事のようなお金の使い方をする。8つ目に責任のたらい回しをする等などまだ、挙げられるのかもしれませんが、このような公務員の世界に入ったことのない人が感じることでしょうが、いくらこのような公務員の制度を変えても、職員自身の意識が変わらないとまた、何も変わらないということだと思います。それで、行政改革というのは町長とか幹部職員と共に一般職員にも意識改革を迫ることではないかと思いません。その基本姿勢としては、住民、生活者本位でものを考えていく姿勢。内発的に自分たちで意思決定をして、責任を取る姿勢。あとは各部署がお互いに、横の連携を取れるようにすることが基本的だと思います。それによって、公僕としての自覚や誇りの持てる各自が明確な目的を持つこと。また自分で考えるようになる。公務員は、サービス業とか奉仕者とよく言いますが、民間に比べるとその力の差は、あると思います。ですからサービス業として、民間に負けない位のプロ意識を持つということ。あと民間の自己責任体質とか能力主義とか顧客第一主義をもっと理解するということ。あと一番大事なのが職場の雰囲気ではないかと思いません。若い世代、今、訓子府町は2年くらい前から若返ったと言ったら失礼ですけども、この間、置戸町に行きましたら、置戸町はこれから5年間で23人の退職者が出るそうです。今、訓子府町の平均年齢はよく分かりませんが、全体を見ましても、若い世代が多いと感じました。その若い人たちのここにいらっしゃる管理職の方ではなくて一般職の若い世代の人たちの意見が、どの程度発揮されているのかということが私たちには、見えてきませんので、そういう訓子府町の職場の体系として、若い人たちの意見をどのように扱っているのか。その点お伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） ただいまの質問、非常に膨大なお話ですけども、世間的に一般的にというか全国的に、この話の公務員に対する風当たり等については、ブログ等で僕も見たとありますが、この中で特に今、社会情勢も当然市町村の財政状況も厳しい、社会情勢も厳しいから、公務員に当たる風についても非常に厳しい目があるということも十分、分かっております。ただ公務員のこと、職員のことに関しては、こういう時代だからこそ、例えば、職員の意識改革も含めて職員研修というのが必要だと思っております。普段、バブル最盛期の時でしたら、そのようなこともないのですが、意識改革も薄いですし、職員研修というのもできないこともあるかもしれませんが、時に今、意識改革の部分でいけば、職員研修でどれだけのことを理解していただけるのか。研修といっても強制研修という、人を強制的にこうするああするという意味ではないのですけれども、

研修の部分で先ほど町長の答弁でもございましたように、どのように研修を受けて自分が受けてどのように変革していくかということ気付くような研修。単純に技術的な法制ですとか、そういう研修は当然行っておりますけども、それ以外の精神的なものというのは、研修でどう受けるかという部分の研修は、ぜひこんな時代だから余計必要だというような感じは受けております。研修の意味合いとしては、研修全般についてもそうですが、特に意識の改革をするために、この研修でどう受けるか。自分がどう変革していくかということ気付くための研修というのが必要かと思っています。それで職場の先ほどから、一番始めにありますコミュニケーションという部分は、これも町長の答弁にもありましたように、これはもう当たり前のことで、職場でなくても個人であってもそうですけれども、職場で確かに個人個々の性格によって、暗い明るいと一般的に言うのですが、そのようなことはあるのですけれども、できるだけ声をかける。一人だけ孤立させない。そのようなことは職場のそれぞれの管理職が当然、把握というよりも注意しなければならないという進め方があります。まず言われるとおりに出てくる子どもの学校で登校拒否みたいなので、職場に行きたくなくなるという状況になれば、非常に重大な問題になりますので、今、流行っておりますような精神的に少しダメージを受けるというような状況が管内的、全道的、全国的に公務員が特に増えているのです。そういう部分を事前に発見して、どのようにしていくかということが、これは職場の雰囲気、それぞれの管理職が、もちろん町長も含めてですが、察知と言いますか。そのようなことをしていかなければならない。それが強いでは、住民との対応とか接する機会の時に当然、出てくるとは思います。単純に公務員的に言えばできませんとかできるとか、のっぴきならないような問題でも、しゃくし定規に話をするのでは、前進しませんので、特に高齢化が進んで、若い人とお年寄りの方というのは若干考え方が違ってくる部分、受け取り方も違いますし、それにその年代年代にあったような対話をしていかなければならないということがありますので、そのような意識を持ってあたっていくということが、なかなか私たちの年代とは、違ってもいいかもしれませんが、難しいところがありますけれども、議員の皆さまもその辺を多少若い人は、今の環境の中育ってきて、このような環境は大体自分たちの子どもで分かると思うのですが、注意しつつはありますけれども、職員もできればその年代年代にあった住民となるべくトラブルというか、険の立たないような話し方というのが大事ではないかというように思っています。それに研修というのは、なかなか難しいのです。やはり個々が気付いていき少しずつ経験を積んで、直していくしかないと思っています。一般的な話ですから、これは全員にあたるかどうか分かりませんが、そのように普段から感じて、もし住民に対する失礼な言動等があれば一応、課長等を通じて注意したりするとか、そのようなことがあります。そのようなことを全般的に職員も自ら気付くのと管理職も自らそのような注意をしながら対応していくというようなことは全般的にですが、回答になっているか分かりませんが、そのような雰囲気で行っていきたい。望みというか希望というか理想であります。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 先ほど町長が言われたようにコミュニケーションが大切だというのは本当に、もしかしたら役場職員の中のコミュニケーション。これが一番最初に大事なことなのではないかと思うのです。外側から見ていると本当にいつもお会いしているのは、お偉い人たちだけで、若い人たちとの接触がなかなかないので、彼らたちが自分

の能力とか、発言とか、それを職場内でどのように発揮できるかということをやはり感じとれるのは、管理職の方たちですから、若い人たちが、例えば精神的にうまく職場の仕事の対応でうまくいかなかったりした時に、やはり先に察知して、やはりコミュニケーションをとる。そんなに大掛かりなことでもなく、やはり相談事とかそのようなことを常に各係でとれるような体制をつくっていくことの積み重ねが今後、町民との会話とか対話につながっていくと思うのです。どうしても、公務員の人というのは、分かりませんが、内側に向いていく意識が、その出世とかよく分かりませんが、そういう自分たちのその職場環境の内側だけに向いてしまいがちで、せっかく生き生きと若くして入っても、途中で表情が何となく明るくなくなってしまうなど、よく聞く話なので、やはり職場の中からやる気とか明るさというのを引き出して、そして町民に向けて町民が一番大事ですから、私たち議員に、ニコニコしなくてもいいのです、町民には満面の笑顔で迎えていただきたい。そういう基本的な挨拶、姿勢、そういうのは日頃からの積み重ねだと思うので、それをぜひ心掛けて欲しいと思います。

先ほどから研修と言いましたけれども、具体的にはあるのですか。例えば町内でもそうですが町外に出ているとか、職員の研修は、どのようなものがあるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 具体的な研修と申しますと、その年度、年度によって規模と衛生委員会等もありますので、体の部分、精神的な部分の研修等も含めて、ある程度今、一般的に行われているのは、コミュニケーションの能力養成研修というのがありますが、大方の部分でいけば、その技術的な法制とか、そのような研修が多いのですが、最近特に、メンタルヘルスという部分が出てきていることがありますので、それらの研修をしているのとまさに、この言うのと、このコミュニケーションでいけば、コミュニケーション能力研修とか、そのようなことをやってございます。種類の、結構個々も含めて町内でも行っていきますし、管内というのですか、新人職員も含めてそういうのも結構行ってございます。一つひとつは、ちょっとお答えできませんけれども行っていきます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） そのことは分かりましたけど、大体が事務、何ていうのですか。そのような行政的な研修というのは、堅苦しかったり、居眠りが出たりとかそのようなことではないかと想像してしまいますので、そのような建前的な研修よりも、やはり先ほどからいいましたように、職員間でもっとコミュニケーションを図って、やはり若い職員を育てていくということが、これからもっと財政的に厳しくなりますから、その人たちが10年、20年、30年後のこの町をきちんと守っていただくかなければいけないのに、やはり恵まれた世代に育った若者たちですから、節約とかそのようなこともあまり知らないでしょうし、そのような意味でやはり厳しいということを若い人たちにも意識していただけるように、よろしく願いいたします。

2番目の町の農業や商工業の発展に対してですが、よくJAとか商工会との連携をとっているのは、どの文面にも出ているのですが、具体的に例えばこの間の大学の報告会に私は行けなかったのですが、そういう報告が何かを見まして、町長はどのように町の商工業に対してもどのように感じていらっしゃるのか。それからこの町の農産物を旬のものをもし買いたいとしたら、町長はどこでお求めになられるか、その2点お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私がどこで買い物をするまで言わなければならないのでしょうか。

1点目の話から少しさせていただきます。矢祭町の話やあるいは岩手の小さな自治体の実践も含めて、さらには公務員に対する評価に対して、「訓子府町はしっかりして」というある意味での激励だというようにとらえさせていただきます。私たちに、総務課長が今申しましたように、非常にある意味では、きめ細かな研修等を例えば、今言ったコミュニケーションのこともさることながら、例えば、財政分析講座の講師が来たり、それから、まちづくり委員会の資料をいただいている河合先生の行政に対する基本的な考え方等も可能な限り多くの職員が参加してもらえるように、そのような機会をつくっているということでございます。ただ、その点で言うと非常に素直な若い職員です。私は、これは西山議員のお子さんを見ても、お孫さんを見てもお分かりだと思うのですけれども、やはり世代ごとによって、本当にやはり違うのだというのはよく分かります。なかなか、自己主張しない世代であります。その点でいうと育ってきた彼らの世代も配慮しながら、本当にいきいきと職場の中で仕事、力量を発揮できるような状況をどうつくるかというのは、本当に大事なことだと思いますので、さらにもちろん財政の総合戦略プラン等の作成等についても各課長を中心にしながら、かなり議論をしてもらったりとか、そういう点での日常的な努力は当然ですけれども、これからも進めていきます。ただ1つだけ公務員に対するご批判がマスコミ等でも随分一時出ました。公務員制度審議会の中で、天下りの問題等も国家公務員に対しては、批判されています。国の審議会等でついこの間までは、最終的には、全ての業務を民間に移行したほうがいいのだという考え方がございます。公務員に任せておくとスピードがないし、コストがかかるということも含めてです。最終的に残すのは総務と企画部門だけあればいいのだと。すなわち現業に関することや福祉に関すること等は可能な限り民間にという考え方でございました。ここのところ間違えてもらったら困りますけれども、私は最終的に住民を支えるのは、まさに公務労働だと思っております。もう日常的にも議会でお話しませんが、保健師やいろんな職種のものが、町民を病院に連れて行ったり、いろいろな中で悪戦苦闘しています。ボランティアでもできない。最後は、私は住民の命と暮らしを守るのは公務員なんだと。ここのところは一步も私は、何ていうのですか。民間だからという悲観には屈せられません。

しかし、批判されて、そのとおりだなと思うことも沢山あります。だからある意味では、それも真摯^{しんし}に受け止めながら町の職員が住民の生活や暮らしを支えていく。向き合うということをして私は今後も大事にしていきますし、職員もそのために頑張っていくものと信じているところでございます。JA、商工会との連携、とりあえず先般は、北海学園大学の経済学部^{けいぎがくぶ}の学生40人がきて、夏に調査をさせていただきました。これは私自身のマニフェストで、商工業に対する現状を何とか打破するためにも、懇談会やあるいは政策を新たに構築したいというお約束をしているところでございますけれども、職員でもできない。商工業関係者の方でも、なかなか今の現状では、自ら調査するというのもできないということで、北海学園大学の経済学部^{けいぎがくぶ}にお願いをしまして、国の予算でほとんどやっていた。40人が全地域の中に入って、そしてそれを率直に語ってくれました。少し大学教官のレクチャーの足りなさもありましたし、少々認識不足という点もありましたけれども、私が見ても専門的に見ても、少し調査が甘いなというとらえ方も一方的ではないかと

いう部分もありましたけれども、若い学生40名の感性というのは非常に、私は勉強になりました。従来から言ってきたことですがけれども、私はかなりの的を得た提案をしているのではないのか。それを個々のお店屋さんだけの責任にはできませんけれども、商店街協同組合あるいは商工会、個々の店舗も含めて、どう受け止めて、自ら商工業が実践的に立ち上がるかということが問われているのだと思います。そこを行政がいくらプレミアム商品券で20%あったからといって、根本的な解決にはなりませんので、商工業者自らの努力とそれを支えていく行政のまた協働が必要なのではないかなと思います。私の農産物の買い物については、妻が行っておりますので、少し正確性を欠きますので省かせていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） すいません。聞き方が悪かったのですが、どこというのには別に指定をしている訳ではなくて、つまりこの町で、訓子府で採れた野菜を買いたいと思ってどこにあるのだろうか。町に引っ越してきた方が、一番最初に言われたのです。あるとすればJAのAコープに、「もぎたて市」というのがありまして、私も3年前から加わったのですが、そこで朝採りたての野菜を各15件の生産者が、もぎたての野菜を自分の責任の中で陳列して、自分の好きな値段をつけて、そして夕方には全部それを自分たちで回収し、また次の日には、新しいものを出している。4月から大体11月まで行います。全道に農協の店舗で103店舗の「もぎたて市」があります。これは町村だけではありません。市も入っています。103店舗の中で訓子府は一昨年が42位でした。売上です。530万円弱でした。昨年は31位で636万3,000円の売上がありました。そしてこの管内で訓子府店、留辺薬店、相内店、置戸店、温根湯店、その中では常にトップです。町外からも買いに来てくださる方がいます。この「もぎたて」のメンバーですが、私も地元の農家の方と一緒にいったというのは本当に初めてでして、あまり名前も顔も知らない方もいたのですが、一番面白いと思ったのは、下が30代から上は80代近くの方まで各年齢でいるのです。そして特に、高齢の方でも、とにかくこの「もぎたて市」に自分の育てた野菜を売ることが、もう楽しくて楽しくて、それで種まきの段階から皆で会議をするのです。4月に何を出せますか。5月には何を出せますか。ダブってくるものもあるけれども、あの人はこの野菜が得意だ。この人はこの野菜が得意だということを会員が皆知っていますから、あまりダブつかないように皆で調整しながら、仲良やっていますが、他の「もぎたて」のメンバーでは結構仲違いがあったりとかで辞めてく方がいるとか難しいのです。やはり売上が伸びていきトップをとるとというのは、訓子府の野菜がとっても美味しいということと皆のやる気が出ているのだと思うのですね。この「もぎたて」のメンバーは、5年ぐらい前から結成して、その前は、実郷に「加工クラブ」というのがありまして、いろいろシソジュースとか作っていました。その中で少し役場と関連する出来事を聞いたのですが、そのメンバーで一度、温泉保養センターで自分たちが作った野菜を売らせて欲しいと何度もかけあったそうです。「でも話もちゃんと聞いてくれないし、全然とりあってくれなかった」という話を伺ったのですが、訓子府町で例えば役場施設などを使って、町内で採れた産物を販売するということはどうなのですか。できない場所とか良い場所とかはあるのでしょうか。

その点をお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 実郷の人たちが、温泉保養センターで売って欲しいと言ったメンバーも来た人もよく分かります。当時は、確か温泉保養センターの管理を委託しており、その人たちにそこで販売をするということの業務としては非常に難しい問題がある。それは場所の問題で駐車場が狭い等があって、そこでテント張って行うということとはできないということで、おそらくあの時はご理解をいただいたのではないかと。直接の担当ではありませんでしたから分かりません。

しかし、今の状況でいきますとJAきたみらいが、あそこの店舗で朝のもぎたて市をやっている。私はいろいろな課題があると思っています。行政がそこまで行おうのいいのかわかるかということ、分かりませんが、例えば昨日、一昨日に夜間町長室がありました。都心から引っ越してこられた方のご意見の中で、農協が合併したことによって、訓子府ブランドがなくなった。訓子府のものを何か生産者のものとか訓子府の玉ねぎとか野菜、かぼちゃとかいうものがあるように、そういうものを販売できるようなことを考えてもらえないか。このようなことは、まさに然りということでございまして、それから、もう一つは農協の店舗が、全道のホクレン関係で1つの流通の中に入ったことによって、これは確かかどうか分かりませんが、はちみつ、味噌、日の出のうどんとか、そういうものがやはり中心のものから、少し外れていく。一時は置かせてもらえないということのお話を聞いたこともございます。これは、従来の単協だった訓子府農協の店舗とは少し違ってきまして、そうすると訓子府の特産品である野菜、それから今、新しい仕掛けとして、予算も去年から認めていただいておりますけれども、かつての小林生活改良普及員、すなわち紫式部等を実郷の婦人部と一緒に仕掛けていった彼女にうちの町の地産地消の採れた例えば「はるゆたか」や「スノーマーチ」でしょうか。それから、お米等の生産者等と呼んで、大体50人規模の料理講習会を行っています。それはとりもなおさず、そこから新たな特産品を付加価値を付けた特産品として生み出すことができないかという一つの仕組みのきっかけを私自身は、提案しているつもりでございます。この将来的な販売をどうするか。

もう1点は、議案の単行議案でも最終議案にも出てきていますけれども、そうすると活性化センター、旧駅舎をそのような大会社に対するメイドイン訓子府として販売するアピールしていく場として、使えないかというのが、私は昔から考えておりましたことでしたので、その点でいうとそのスペースをどうするのか。そのようなものの生産者と商店街の様々な人とも連携しながら、地域の特産品をどう売っていくのか。あるいは訴えていくのか。こういう相互的な施策が、まだまだ課題としていろいろありますけれども、私は必要なのではないかなと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 分かりました。商店の発展ということも今本当に厳しいですから、販売ということは、北見でも大型店がどんどん入って、北見に元々あった地元のお店がやはり本当に少なくなってきました。もう訓子府町は地元のお店だけですから、そこで販売する人たちの意識を先ほどの意識改革ではないですけど、少し町全体として、町の農産物を売ろうとか使おうとか、そのような盛り上がりがあれば、訓子府の町にあれを買い

に行こうとか食べに行こうとか、そこまでつながればいいと願っています。もう少しその辺、やはり自治体の呼びかけとそれから社会教育の面でも、心掛けて行って欲しいと思います。

時間がありませんので、次の質問に移ります。

教育長にお伺いいたします。

子どもの「生きる力」を育むための教育環境をどう考えているのか。

子どもは義務教育の中で、全国共通の知識を学び、学校生活の中で社会性や教養を身につけ、いろいろな体験を積み上げていながら、それぞれの個性が養われるものだと思いますが、近年の少子化により、地域や家庭においても、自然の中で子ども同士で遊ぶ体験が少なく、過度の情報に囲まれてはいるけれども、たくましく「生きる力」を育む環境づくりが、これからますます必要と感じます。本町の子どもたちが、地域を学びその力を地域に生かすことで、さらに、たくましく育つことを願って、今後の地域教育の有り方について、2点お伺いいたします。

1点目は、学校と地域の交流及び学校間の交流をどう考えるか。

2点目は、学校給食の充実と食農教育の取り組みをどう考えているのかです。

よろしくをお願いします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 生きる力を育むための教育環境に関して、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

1点目の「学校と地域の交流及び学校間の交流をどう考えるか」のお尋ねですが、子どもたちが心豊かにたくましく生き抜く基礎となる教育を推進することは、学校、家庭、地域社会が十分に連携すると共に、情報を共有するなど相互に補完しあうことが大切だと思います。このような中、学校は地域と連携し、子どもたちに生活体験、社会体験、農業体験や職場体験など様々な体験活動を行っているところであり、体験活動を通し命の尊さや自己、他者への理解、働くことの意義などを実感できるようになることから、とても重要なことであると考えております。

また、4月からは、住民の方々が持つ能力や経験を学校のために使って、手助けをいただく「学校支援地域本部事業」を展開するなど学校と地域が一体となって子どもたちの成長に努めてまいりたいと考えております。学校間の交流につきましては近年の少子化、核家族化等の社会情勢の変化の中で、子どもたちが他の学校や異年齢交流をすることは、異なる環境や他者を理解し仲間と知恵を出し合い協力し活動することなど豊かな人間性を育てるうえでも重要なことであると考えておりますので、学校とも十分協議してまいりたいと考えております。

次に2点目の「学校給食の充実と食農の教育の取り組みをどう考えるか」のお尋ねでございますが、学校給食の充実につきましては、子どもたちの健全な発達のため、衛生的かつ、安全で栄養バランスの取れた給食を提供することが必要であります。このため、衛生管理に十分配慮し、地場産はもちろんのこと道内産や国内産の安全な食材の確保を図るとともに、献立の工夫などにより、子どもたちに喜ばれる美味しい給食の一層の充実に努めてまいります。

また、食農教育につきましては、子どもたちは望ましい食事のあり方や食習慣を身に着

けさせるために、栄養教諭を中心に学校給食を生きた教材として活用し指導するとともに家庭、地域と連携した食に関する指導に努めているところであります。

また、農業体験等を通して本町農業への理解、生産者への感謝や食に対する意識の醸成を深めるためにも大切なことであると考えております。一例としまして、居武士小学校では「オロムシ食の探検隊」や養蜂の取り組みを通じまして、地元の産業や生産物を学び、ふるさとの良さを再発見する学習で地域の会社や農業者、経営者のご協力をいただき、素晴らしい成果を収めております。いずれにいたしましても、学校と地域の交流、学校間交流や農業体験は総合的な学習時間において実施しているものであり、それぞれの活動を通して子どもたちが自分で課題を見つけ考え判断し問題を解決していく総合的な学習の時間そのものの趣旨に添って、創意工夫して行われているものであり、どれをとっても大変有意義なものであると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 1点目の中で、1つだけ再質問させていただきます。これは多分、学校関係者の方もあまり気づいておられなかったことかもしれませんが、町内には、2つの小学校があります。それで今、居武士小学校は6年生が7人、5年生が9人、4年生が9人、3年生が5人、2年生が3人、1年生が4人、今年は3人の新入生が入ります。今のところは37名の人数なのです。今のところは学校長のお話ですと町民の方や保護者の方から統合についての話は一切ないですということですが、個々においては、これから2、3年後にくっと人数が減ってきます。そうするとやはり同級生が2人、3人で大丈夫なのかという保護者の方の不安な声が聞かれています。それで、私はある放送で気づいたのですが沖縄の宮古島だったと思います。5つの村が合併して、本当は学校も統合しなければいけなかったのですが、あえて統合しないで全部の5つの学校で交流授業を盛んに押し進める施策をとったのです。そうすると子どもたちが実際、自分たちが通っている学校は少ないけれども、ほかの学校の子どもたちと交流することで、すごく表情も豊かになり、経験も豊富になっていきすごく良いことだと思えば、居武士小学校と訓子府小学校では、一体交流はあるのだろうか、いろいろお伺いしました。すると訓子府の場合、幼稚園で全員一緒です。学校に入ることによって小学校6年間は別々になり、小学校6年生の修学旅行で一緒になります。そして中学校からは一緒です。その間の交流事業というのが、ほとんどないということで、お母さん方とお話したら、ぜひやって欲しい。それは、授業計画の中では、沢山やることは難しいかもしれませんが、皆で行ったほうが良い科目、体験とか、そのようなことをぜひ、これから統合に向かってはいるわけではないのですが、統合を意識したことではなくて、今少なくなっている現状をやはり子どもたちが一番経験として、大切な時期ですから、そのようなことを今後ぜひ取り上げて欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 居武士小学校の小規模学校につきましては、今ご指摘あった心配事と小規模学校ならではの良い面と両面性があることを認識しております。その心配な部分を補うために、学校間の交流授業ということについては、非常に有意義なものだと思います。これは、当然学校の規模が違いますし、日々の学校生活が異なる子どもたちが共に過ごし考えを情報交換しお互いを理解しあう。そしてまた、中学校で一緒になるとい

うことについては、非常に意義があると思います。ただそれぞれの学校で、自由裁量に基づく教育課程の編成ということがありまして、従前の中では、ややもすると、この交流の意義については、なかなか目が届いてなかったということがありますし、課程が一定程度、何といいましょうか、きちんと定めなければならない。時間も含めてです。教科も含めてです。なかなか難しい面があるかと思います。現実には、修学旅行を中心とするわずかな交流にとどまっておりますけれども、意義については、非常に私どもも理解できますので、今後どのようなことができるか学校と詰めていきたいと思います。

また、学校間の子どもたちの交流と場面では、社会教育での補完ということもあろうかと思えます。いろいろな少年団の交流の活動だとか、社会教育で行われる活動の中に両校の子どもたちが参加してもらおう。いろいろなパターンが考えられますので、総合的にこの意義を認識しながら、今後対応してまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） もう1つそれに関わるのですが、父兄間の交流も本当にないそうなんです。それで中学校に行くと、居武士小学校というのは、父兄も一緒になって活動しますから、すごく教育の意識が高いのですが、居武士小学校の時にすごく一生懸命にやっていた父兄が、「中学校に行った時、回りに知らない人が多くて、段々学校行きたくなくなった」という声が聞こえるのです。だからやはり子どもだけでなく、同じ訓子府なのに地域を分けたことで、父兄間の交流もない。それぞれの教育現場はいいです。充実することは良いことですが、交流がないということは、やはり少し弊害もあるのかと感じましたので、その辺のことをよろしく願いいたします。

それで、次の学校給食ですが今回、本当は一番調査したのが、この学校給食だったので。まず一番最初に置戸町の栄養士と沢山お話しまして、すごくその取り組みが愉快で楽しかったのです。まず置戸町は栄養士が中心になり、例えば、春には若手の職員を誘導して、午前中はふき採りをして、500キロまで採るそうです。熊が出そうな場所まで行ってふきを採り、午後からは老人の学生というのか、勉強している高齢者の方がいまして、その方たちに、塩漬けしていただくそうです。そのような取り組み方とか、農家と契約して採れたてのトマト、熟した完熟のトマトを栄養士が自ら採りに行き、トマトピューレを作ったりする。彼女の話によると、「地元で賄えるものは、本当に限られているので地元第一と考え、それで駄目なら、地域を広げ、管内そして道内というように、その時々食材をどこに求めようか。それを考えるだけでも楽しいのです」とのお話を伺いました。その彼女が「今、訓子府の学校給食も、すごく頑張っているのです」と励まされたので、訓子府にも行きお話を伺ってきました。確かに、3年前から米太郎を100%、あといも、玉ねぎとかほうれん草、メロン、いちごというのは地元のものを使っているそうです。今後、先ほど「もぎたて市」の関係でも言いましたように、本当においしくて良い野菜が沢山ありますし、農家は販売することがとても苦手な部分でありますけれども、学校給食のように間違いなく買ってくれるということになれば、また農家は、作る励みにもなると思うので、今後もっと地元のものを取り入れるという考えに対しては、教育長はどういうお考えですか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 答弁でもお話ししましたように、給食の安全、そしておいしさ

を追求するとどうしても地場産に行き着くと思うのです。生産者の顔が見え、またその生産者の汗も見えるわけです。特に、米太郎に代表されますように、主食として100%使わせていただいているということが象徴的に言えばそのようなこととございます。従いまして、これからにおいても地場産の使用率をなるべく高めていくことが子どもたちの健やかな育成に資するものだと考えておりますので、今後いろいろな検討、場合によっては、生産者との話し合い等も含めて、意を尽くしてまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今年度、JAの中期計画の中にもJAの役割として、例えば水稲、麦類、豆類、あと青果物に関して、地産地消、学校給食への積極的な供給提案、それから食の教育やマスコミへの宣伝活動、地場産消費地イベントへの参加というように明記されています。ぜひ、その辺を建前に行うのではなく、実践的、積極的に行って欲しいということ。あと今、栄養士が栄養教諭を兼ねています。その食材の仕入れに関して、その栄養士がどの程度まで権限を持っているのか。例えば、保護者から給食費としていただいた、総額約2,500万円位を食材に全部充てているのですね。どの程度の栄養士に権限があるのか。その辺を教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

失礼しました。管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 給食材料費でございますけれども、これは保護者からお預かりというか、いただいた部分を全て、議員が言われるように食材に充てるということになります。その中で一食当たりの金額が決まっておりますので、その範囲の中でやるということになります。その一食当たりの金額、これは年間通す形になる場合も出てくると思いますけれども、時には一食の金額より高くなっている場合もありますけれども、総体で考えて一食それぞれ1人当たりの金額が決まっておりますので、その中で食材を購入することになります。そのようなことで、栄養士の権限という部分でいけば、献立に基づいて栄養士が発注するわけとございますので、その予算の中での権限というのは栄養士に相当あるということをご理解いただきいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 残り2分になりました。

西山由美子君。

2番（西山由美子君） 学校給食というのは、本当に教育に関する玉手箱みたいなもので、いろいろな分野で子どもたちが直接「食」と関わるわけですから、今、栄養教諭になった栄養士が、毎日のように食堂に行き、子どもたちと接しているという話を聞きました。その中で子どもたちが「これは訓子府で採れたものだ」という意識が生まれて農産物に対する愛着も生まれてくると思います。今後、その栄養教諭というのは、子どもたちと授業を持つのか。今後、栄養教諭としての取り組みは、どのようになっているのでしょうか。

議長（橋本憲治君） もう1分しかありません。

教育長。

教育長（山田日出夫君） 今のところ二足のわらじといいましょうか、なかなか1人で大変な部分があるということと少し慣れない部分もあるかと思えます。ただ教諭でございますから、栄養教諭1人で授業を主体的に持つことは少し難しいのですが、総合的な学習の時間等を通じて、また、給食の現場を通じて、主体的に栄養教諭としての指導を強め

てまいりたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩をしたいと思います。

午後1時より行いますので、皆さまにはご参集願いたいと思います。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） 定刻になりました。休憩を解き、会議を継続いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を継続いたします。

次は5番、工藤弘喜君の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは私の一般質問をこれから行いたいと思います。質問通告書に従いまして、町長に大きな項目で3点質問いたします。

まず、はじめにですけれども、これからの町政執行の基本的姿勢についてであります。平成21年度の町政執行方針でも言われていますが、就任以来「みんなで創る訓子府の元気」、そして「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」として、憲法や地方自治法の本旨に基づく「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念として、町政を推進してきたとありますが、次の点について、町長の考えを伺いたいと思います。

まず、1つ目です。これまでの2年間を町長自身がどのように総括されているのかお伺いをいたします。

2つ目です。折り返しからの今後の2年間で残されている本町における課題は何なのか、お伺いしたいと思います。

3つ目です。本町において、残された課題があるとしたら、その課題解決へ向け、どのように取り組んでいくのか。その基本的な姿勢についてお伺いをいたします。

以上、この3点よろしくお願いたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、私の町政執行方針に関連して「これからの町政執行に対する基本姿勢」について、3点に渡ってお尋ねをいただきましたので、次のとおりの答弁をさせていただきます。

私は、執行方針の中でも述べさせていただきましたように、町長に就任して以来、終始一貫「みんなで創る訓子府の元気」を考え、「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために、憲法や地方自治法の本旨に基づく「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念として、町政を推進してまいりましたし、これからもその考え方は変わりません。

しかし、現在の厳しい財政状況や社会情勢の中で、町政の推進にあたっては必ずしも順風満帆とは行きませんし、行政にできることには限りがありますが、少なくとも広い意味で町民の福祉をできるだけ後退させることなく、基本理念に基づき歩みが遅いながらも一

歩一歩進めてきているところでございます。地方自治体にとりましては、町民税や法人町民税などの減少、関連して普通交付税の減額、さらには財政健全化法による4つの指標、具体的には、実質公債費比率などによる国の関与、指導でその運営は大変厳しいものがございまして、全国的には福祉や教育予算の後退が余儀なくされております。

しかし、どんな状況でも未来を担う子ども達や高齢者の生活を支えることは自治体の役割、本旨と考えているところでございます。

私は、一番大きな問題として町民懇談会やまちづくり委員会などで自立を表明してきたところであります。自立を進めるにあたり、行政の基盤である財政部分について「財政健全化戦略プラン」を策定し、実質的な運用は平成21年度の来年度からとなりますが、過去にこれだけ大きな財政のスリム化をした例は、私の記憶ではございません。町民の皆さまにもご心配をおかけしているところですが、この財政健全化戦略プランの推進にあたりましては、町の財政状況の説明や町政への町民の参加、さらには住民の役割を理解していただくため財政分析講座の開催はじめ、まちづくり委員会設置、夜間町長室開放、地域担当制などまちづくりの土台となる主権者である町民参画の部分が徐々に形づくられつつございます。

今後は町政の見通しを明確にさせながらも町民福祉や教育など、町に住み慣れたすべての人が住み続けることができる総合的な福祉、将来を見据えた産業政策の樹立と具体化を図る必要があります。

今後、行政責任と職員の頑張りを明確にしながら、地域との連携を図ることによる「協働」の考えをさらに熟成させ、町民の意思という力でどれだけ強固なものを構築できるかということが課題になると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 何点が再質問ということになりますけれども、まず1つに、はじめにこの関係につきましては、私の前段の議員の一般質問、昨日からの一般質問の中でも非常に重複するとか、かぶってきている部分がありますので、お答えとしては、そのような形でもやむを得ないのかというようには思いますけれども、そこを何とか避けていきたいなというようにも思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。その中で、例えば1つ、先ほど前段の議員の一般質問の中での菊池町政に対するとらえ方、考え方、見方という部分での質問があったところでありますが、私自身がこの2年間をどう見てきたかということをもまず先にお話させていただきます。今、町長の答弁にありましたように、やはり一番求められていた財政の健全化。本当に厳しい状況を何とかしなければいけないという中にあり、21年度のこの予算案を見ますとそこには、やはりなかなか気付きにくいということもあるかもしれませんが、非常に大事な要素が含まれている。いわゆる町長が日頃言っていることも含めて精一杯の努力をされた結果がひとつ出ているというところがあります。いわゆる評価できるところとして、それは、やはり今回の政策的な予算の中でも触れていますが、例えば先ほども前段の議員の中でもありましたように、お答えの中にあつたように特定疾患の交通通院費の交通費の助成の問題。あるいは妊婦健診の事業の問題。これは消費負担の拡充からはじまって、9回から14回にする。そして超音波健診も増やすという中身のことで、それから、さらには産業、いわゆる基金の取崩しも含めて、人づくりのためにどうしていくのかということについても十分触れられている中身の

予算になっているということ。さらには、極めてこれは後ほど取り上げたいと思っはいるのですが、国民健康保険に対する一般会計からの繰り出しの問題等々含めて、やはり極めて政策的な中身として、提案されているものではないかと考えております。全道的に見ても、やはり非常に厳しい中で一番先に削りたいところや削りやすいところというのは、そのようなところに対する予算がくるということもあります。まずは、そこが目立たないのでありますけれども、しっかりと町民の暮らしに役立つような形でたてられているところで、非常に評価をしているのであります。ただそこだけで、おそらく町長自身も、これで満足ということではないかと思ひますけれども、いずれにしても課題としてあるということ間違いのないところかと思ひます。

それで、次の質問になりますけれども、いろいろと課題等々も含めて、あるいはこれからのあり方等も含めてお話がありました。1つは、いわゆる、これからのまちづくりをどうするのか。その基本的な姿勢の中に役場職員、自治体職員の方々のやはり意識の改革の問題。これも先の一般質問の中でも、触れられておりましたけれども、どのような自治体労働というのが、求められるのかということが非常に大事になってくるのだと思ひます。これにつきましては、やはり今のおかしな公務員攻撃、公務員としてそこにどう、きちんと切り込んだまともな対応ができるのかということも含めて、これは徹底的にやはり町長の姿勢というものも大切になるかと思ひております。その攻撃がある意味、住民と公務員、いわゆる働く自治体職員との分断というか、共に本当は一緒になって仲間となり、やらなければいけない。そのようなところにくさびを打つ攻撃に対しては、やはり我々の訓子府町としてのまちづくりにとっても非常に大きな痛手になるだろうと思ひます。そのような点で町長として、そこら辺に対する姿勢というのが非常に求められると思ひますが、その点について町長の考え方をお伺ひいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨日の中で最初の一般質問からはじまりまして、佐藤議員、あるいは小林議員、山本議員、そして今日の河端議員、西山議員のご質問の中で変化が見えない。あるいは何が今、大事なのか。それぞれのお立場でいろいろなご質問をいただいたところでございますけれども、私は、何度も申し上げますように、例えば、農業基盤整備一つにとっても、まちづくり運営の中では、実質公債比率がこれだけ高い。これは、とりもなおさず、うちの農業基盤整備や道路整備等のそれに投資してきた結果としてもありません。

しかし、改めて今までのテンポではいけない。まちづくりの状況として、農業基盤整備は、絶対必要であります。

しかし、財政の状況が非常に厳しい中で、福祉ももちろん基本に据えなければいけません。そういう点でいきますと私と職員。もちろんそうでもありますけれども議会議員の皆さんの英知、とりわけ行政にお任せ主義的なまちづくり運営では、私は決して実現できない。そのために私は、まちづくり委員会や町長室の開放や町民が参画する。そういうものに時間をかけ、丁寧にやってきたつもりでございますので、その点でいいますと改めて今後の参画の中で町民の意見を反映する仕組みをつくってきているつもりでございますので、現実的、具体的にまちづくりの関連論ではなく具体的にどうするのか皆さんと共につくり上げていくのが、これからの新しい形の新しい時代の私は行政の役割だというように認識し

ているところでございます。

もう1点申しますと河端議員や西山議員からもご指摘がありましたように、確かに福祉の面だけを見ても、まだまだ不十分なところがございます。考えてみますと医療費の問題から学校の問題、障がいをもった子どもたちの生活や暮らしの問題。我が町に生まれた子どもたちが0歳から少なくとも義務教育が終わるまで安心して生活できるような政策や仕組みを総合的に私は出していく時代が私の2期目のあるいは、1期目の後半の役割だと認識しております。

しかし、自分のところのお財布や財政が大変な状況の中でそのような政策は、冒頭から私はやるのが本当に良いのかといつも答弁しておりますけども、悩みの中で可能な限りの努力をこの2年間させていただいたつもりでございます。さらに自治体公務員の攻撃とあるいは住民のみなさんとある意味では職員が分離するようなそのような考え方というのを町長はどう思うのか。確かに考えてみますと民間主導で民が全て住民のあるいは企業が行うことが公務の仕事がふさわしいという時代もありましたし、正しい部分もありましたけども、私は、公務労働というのは、いつでも住民もために住民と共に向き合いながら、最後は住民の暮らしや生活を支えるという職員の任務、地方自治の任務である役割を忘れてはならないと考えたものでございますので、国の政策やあるいはいろいろな審議会やマスコミ等で公務員労働に批判するものについては十分に認識しております。受け止めるべきものは、きちんと受け止めながら、しかし、私たち公務員の働く本質をきちんと見極めながら、一層の質の高い公務労働に職員と共に実践していく覚悟でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） この関係でもう1点質問をいたします。まちづくり条例、自治基本条例といいますか、まちづくり条例について質問をいたします。今、言われていますように、やはりこれからの町のあり方は、いわゆる政策という部分で考えますとやはり従来からの量的なものを追い求めるような政策からやはり質的な政策に転換することが、この21世紀に向けて地方自治に求められるということは明らかだと思います。そのような中であって非常に華やかではないが、いわゆる生活に結びついた政策をどう実現していくか。やはり一番大事になってくるのが住民の合意であり、あるいは議会も含めてさらにどのような姿が良いのか、目に見えなければ目に見えないなりにそのようなものが深く掘み取らなければいけないということになるのではないかと思います。そのようなことからいきまして、そのような大きな転換点に立って、これからどうまちづくりを進めていくかという時に、いわゆるまちづくり条例というか、これをやはり機能していかなければならないと私自身は考えています。確かに今の状況からいきますとこれまでも、そういう経過がありましたから、町民の反応といいますか。これに対する町民の声というのは、決して高いものではないというのを自分自身も思っていますし、それがまた当たり前だった時代だったと思います。ただやはりそこには、今言ったように、質的な転換が求められているということにあって、始めてこのまちづくり基本条例というものが生かされてくるのではないのか。

もう1つ言えば、本町として、やはり本町独自のカラーを持った条例にしなければいけない。使えるものにしていかないといけないということから考えますとやはりそこら辺は、

十分練った中で当然つくらないといけないのですが、この点でまちづくり条例、基本条例についての今後、いつ頃といいますかその時期も含めて、見通しはどうなっているのか、町長にお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私が自治基本条例といいたいでしょうか。まちづくり基本条例の必要性については、私自身のマニフェストの中で、住民の参画の1つの到達点としてのまちづくり条例の制定については、政策として掲げていることもありまして、就任以来、企画財政課を中心にしながら、まちづくり基本条例に向けての努力をしまいいりましたけれども、しかし住民の皆さんのご意見で、それよりも先になぜそれが必要なのかということにもっと時間をかけるべきではないのかというご意見をいただきました。そのような中で、今年度およそ10回も満たないですが、まちづくり委員会を柴田委員長が中心となりながら開催をし、そして議論をさせていただきました。その経過の中にあつたご意見の中で、「我々は、まちづくりを町長と議員に任している」「今さら何だ」ということも含めて「この忙しいのに」と大変なご批判もあるいは「町長はもう少し強引にまちづくりを進めるべきでないのか」ということのご意見をいただきました。そのこと自体は、大変間違っていないと私は思います。

しかし、それでは何も変わらない。改めて今、財政が厳しい状況の中で住民の発意、提案というものを私は、時間をかけてでも議論をしていただきたいという願いで無理を申し上げ、そして今、活発な議論を行っております。もう少し具体的に言うのなら、山本議員からは「基盤整備事業が大事だ」と意見が出ました。河端議員からは「福祉が見えない」との意見をいただきました。どちらも正しいのであります。

しかし、「限られた金の中でどうしますか」という話であります。そこで私は、改めて議員もあるいは町民の代表の方の委員会で、今何を優先すべきでどのような形で行わなければいけないのかということの議論を求めております。幸いにして、今度は足の確保をどうするかということで、まちづくり委員会で議論にもなっているようでございます。アドバイザーの河合博司先生から「町長、焦る必要はない」と「大事なことはそのような自治の参画のプロセスをきちんと町民と確認し合うことだ」とのアドバイスをいただいておりますが、改めて21年度中にまちづくり基本条例の制定に向けて、まちづくり委員会に提案を企画財政課からお願いをしているところでございます。できれば私の任期中には、まちづくり委員会を中心にしながら、まちづくり基本条例の条例化を諮ればいい。前後しましたけれども、当面自立の町の宣言をさせていただきました。本来であれば、私は住民投票もじさないで、住民の総意で合併か自立かの選択を今期中に決断を私自身も含めて、この条例を活かしながらしようと考えておりました。道新の社説にも載っていましたが、南幌の住民投票の結果で「なぜ合併するのか」「合併してどんな町をつくるのか」「地域住民の意思を優先することがまちづくりではないのか」「つまり自治の原点だろう」という言葉はまさに本質についている論評ではないかと私は、考えておりました。ぜひご理解を賜り、時間はかかりますが、今期中で基本条例が成熟されれば大変良いことだと考えておりますので、私も職員も力を注いでまいりたいと思っておりますので、お力添えを賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) 申し訳ないのですがもう1点、この関係は、先ほどやめるといいましたが、もう1点、条例の関係で質問いたします。自分の思いも含めて質問しますが、この条例を考えたときに、ぜひ本町として、この中に組み込んで欲しい。これは皆さんのいろいろな考え方ありますから、それはそれでいいのですが、自分なりの思いからいきますとやはり本町にとって、特長的なことといえば、やはり学びという部分。これをぜひ条例の中に入れて欲しい。いわゆる職員もあるいは、町民もそして議員も共に学びながらまちをつくっていく。そして人間も形成していくというところに力を入れるということが1つ。

もう1つは、やはり町長がよく憲法、地方自治法の話もされますが、話ということだけではなく、いかにそれを暮らしに活かしていくかということも宣言として、やはりあってもいいのかと思います。そのようなことも含めて、これは、私の思いですが、そのようなものもぜひ含んだ条例になれば、そのことと対峙した時に、改めて町民も変わっていく。意識も変わっていく。前に向かっていけるということになると思いますので、ぜひもちろん住民投票の問題も含めてですが、そのようなものも加味した中で考えているのでありますが、町長の考え方はいかがでしょうか。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) まちづくり基本条例は、最終的には私の方から提案し、議会で議決をしていただくということになります。ベースは、まちづくり委員会を中心とした住民の主体の中で、つくり上げていこうと考えています。貴重なご意見としてまちづくり委員会にも、工藤議員の意見を報告しながら、住民の皆さんとつくりあげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(橋本憲治君) 工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) それでは、次に移ります。少し風邪をひいていて、声が出ないので薬を飲んでいるので、少し調子悪いので、許してください。飲酒はしていません。すいません。次にいきます。

次に、障がい者施策についてであります。

本町においても平成21年度より平成23年度までの3年間を期間とする「第2期障がい福祉計画」が策定されることとなります。これからの障がい者施策を進めるにあたりまして、次の点について町長の考えを伺いいたします。

まず1つ目です。「障がい福祉計画」は「障害者自立支援法」に基づくものであり、さらに支援法には市町村の責務についても定めていますが、この自立支援法をどうとらえているのかお伺いをいたします。

2つ目です。本町の「第1期障がい福祉計画」が終了いたしますが、そこから見えてきた本町での課題は何なのか。あるとするなら、その課題の中身について、お伺いいたします。

次のページになりますが、3つ目です。「障害者自立支援法」では、この地域の状況に応じた事業を実施できます「地域生活支援事業」というものがありますが、その事業の中に含まれる「地域活動支援センター」の役割というものが、本町の今後の障がい者施策にとって重要となっていくと考えていますが、この点について町長の考えをお伺いいたします。

4つ目です。本町の「第2期障がい福祉計画」原案では、相談支援ネットワークの構築

に努めるとありますが、その内容についてお伺いいたします。「安心して暮らせる福祉のまちづくり」ということから見ても、このような障がい者支援システムの構築には、町の指導力が強く求められると考えるわけですが、町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 障がい者施策につきまして、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「障害者自立支援法をどうとらえているのか」とのお尋ねでございます。平成18年度に施行された障害者自立支援法は身体、知的、精神といった障害種別や年齢に関係なく共通のサービスを受けることができるようになったこと。また、障がいのある人に身近な市町村が主体的に支援を行うといった理念は一定の評価ができるものと考えているところでございます。しかしながら、サービスを受けた場合の自己負担額が利用量に応じた応益負担になり、また施設の体系移行など、障がいのある人の立場で考えますと疑問の残る制度と言わざるを得ません。ただ、制度開始以来3年が経過し制度の見直しが図られようとしており、利用者の負担のあり方なども見直されることになっており、今後の動きを注視しながら進めていきたいと考えているところでございます。

次に2点目の「第1期障がい福祉計画の終了にあたり、見えてきた課題はないのか」とのお尋ねでございます。障害者自立支援法に定める障がい福祉計画はサービスの見込量やその確保などを定めることとされており、本町の計画もこれに沿った形で策定してまいりました。見込量と実績には多少の乖離^{かいり}はありましたものの、計画の運用には大きな支障はなかったものと考えておりますが、支援の必要があるにもかかわらず、潜在化してサービスにつながっていない障がいのある人もいると考えられますことから、こうした方たちをどのように把握していくかが今後の大きな課題であると考えているところでございます。

次に3点目の「地域活動支援センターの役割も重要となっていくが町長の考えは」とのお尋ねですが、NPO法人「きらきら本舗」に運営を委託している本町の地域活動支援センターは、障がいのある人の活動の拠点として、重要な役割を果たしてきたと考えているところです。「きらきら本舗」は利用者の増加や町の事業でございます配食サービスなどを実施していることから、今後の施設体系のあり方を検討しているところでございます。このため、施設体系を移行することになった場合は、国や北海道の補助を受ける今の形での地域活動支援センターの運営は困難となりますが、従来どおり障がいのある人の活動の場としての地域活動支援センター運営が継続できるよう支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に4点目の「相談支援ネットワーク構築について」とのお尋ねですが、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、就労や各種サービスを受ける場合など、その時々に応じた相談支援体制が整備されていることが必要です。現在は、福祉保健課が主にその業務を担っていますが、相談内容は多岐にわたり専門的な支援も必要になってくることから、各関係機関との連携を図り早期のネットワークの構築に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、何点が再質問いたしますが、まずこの自立支援法という問題については、今、町長からのお答えにあったとおり、いわゆるその負担を伴うものということが大前提であります。それを前提にして考えた場合、例えば、本町においても、これは、本町だけではないかもしれませんが、障がいを持った方々がどのような生活の状態に置かれているかということも十分これからのその後の質問とも関わるのですが、その辺をどう見るかということが非常に大事になってくると思います。置かれている状況でいいますと例えば、いわゆるその生活の糧、収入、所得ということからいきましても、いわゆる障がい基礎年金の6万6,000円程度のものが、おそらく主になるだろうということとあります。そしてそのような障がいを抱えている人たち、本人も含め、そして家族の人たちの思いもいろいろな様々な思いを持って生きてきている。生活をしているということにまず思いをはせて、そしてそこで本町として何が必要なのか。国のこのような問題に対する本当に手厚い部分がない中で、地方自治体としてやらなければいけないことというのは、非常に負担というものも伴いますが、しかし、やらなければいけないというものも決してないわけではないと思います。そのような中にあり、この自立支援法の問題を考える時に、そのような状況に置かれている障がいを持った人たちが少なくともいきいきと生きていけるような生活をしていけるためには、どうすればいいのかというところをまず、一番先に認識として持ち、この自立支援法というものを見るということがやはり大事になるのではないかと思います。その点について町長は、おそらくいろいろな方のお話も聞かれていますと思いますが、そのような状況についてどうとらえ、障がいを持った方々の状況について、どのようなお話を聞かれているか、お伺いをいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員は、ご存知だと思いますけれども、障害者の権利条約の批准をめぐる現在、国であるいは国際的にも議論になっているところでございます。その条文の第1条には、「障害のある全ての人に全ての人権と基本的自由を完全かつ平等に確保する」という考え方でございます。国は、できるだけ早くこの批准をあるいは、国会で審議を経て、賛成の採択をされるようにということで、頑張っているようでございますが、しかし1つ問題が起きているようでございます。何かというと障害者自立支援法の私の答弁の中で申し上げましたように、この批准に抵触する。すなわち応益負担の問題であります。1割負担、あるいはいろいろな負担がございますが、障がい重ければ重いほど負担が高まるという状況は、この障害者権利条約の批准からしてみると相反するのではないのかと。これは各地の全国の障がい者団体から、大変な批判と改正を今の障害者自立支援法も含めて改正の声が上がってきておりましたが、国もやっと何とかしなくてはならないということ考えているようでございます。まだその具体的な応益負担の見直しをするかどうかということにはなっていない。ですから私の答弁も非常にその部分では、歯切れの悪い答弁になりましたが、現実的には、施設の運営もそれから在宅の方も地域で生活している人も今、お話が出ていましたように、障がい者の基礎年金というわずかな額で、そこからお金を払ったり、生活をしているという状況でございますから、私がいう「全ての人がこの町に住み続けることができるまちづくり」というのは、健常や元気な人ばかりではなくて、いかなる障がいを持った人も住み続けて、いきいきと生活できるような仕組みをどうつくっていくのか。そのためには、予算も多くの人たちの住民の合意形成が必要になります。

先ほど、子どものことも言いましたが、そのような意味でトータルとしての総合的な政策が、私のこれから求められている課題だと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 地域活動支援センター。本町においては「きらきら本舗」に委託をしているということではありますが、その今、果たしている役割と同時に、これからさらに、そこが負わなければいけないというのは語弊がありますが、役割として、非常に大きなものが、今後あるのではないかと思います。ここで今の状況をそのまま委託していくわけですが、そのままの環境の中で十分、対応できていけるのかどうか。本町のその障がい者施策と合わせて考えた時に、あるいはもっともっと早急に、急いでやらなければいけないことがないのかどうか。この点について、どのような認識をお持ちか伺いたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員もご存知のとおり、現在の「きらきら本舗」は「たんぼ親の会」という小さな障がいを持つ子どもたちの親たちが作った組織から、スタートしたものであります。長年に渡ってそこに関わってきた親たちやあるいは、私どもの保健師たちの努力により、このNPO法人が立ち上がってきたというのは、紛れもない事実でございます。そして、心に病を持った人、知的障害を持った人、身体の障がいを持った人たち、その中で重複している方もいらっしゃいますが、とにかく家の中に閉じこもりがちだった子どもたちやそのような人たちが可能な限り、「きらきら本舗」やそのような施設作業所等に出ていくようになった。出れるようになってきたという一歩が、訓子府の障がい者福祉の中で、私は始まってきた今までの歴史ではないのかと思います。

しかし、それにしても批准の話は、先ほどしましたが仕事の問題。それから結婚、あらゆる問題で、まだまだ全ての人が、この町で生活していけるという状況になっていないというのが、ご存知のとおりであります。少なくとも今「きらきら本舗」が新しい形を目指す地域活動支援センターの運営は、極めて困難だということありますから、場所の確保、人的なことなどいろいろなことで、法人自体が解決していかなければならないことが、沢山ございます。当面は、法人の主体的な取り組みについて見極めながらも、行政で可能な限り、現在も行ってありますが、可能な限り支援を行いながらその輪を広げていきたい。将来的には、様々な障がいを持った他の団体からもいろいろなご要望もございしますが、なかなか前進しなくて苦慮しております。

しかし、何としても重度の人も含めた障がい者が、この地域で生活できるような仕組みをつくりたいという思いで一杯でございます。具体的に言いますと限りはありませんが、基本的には、今そのようなことを考えながら、福祉保健課の職員を含め一緒になって頑張っているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 関連するかとは思いますが、今回、本町の障がい福祉計画の見直しと申しますか、計画書原案が出されております。その中に就労継続支援B型、このような中身がありますが、支援いわゆる給付がありますが、町の地域活動支援センターが、就労支援関係の就労継続支援B型に体系移行することから、平成22年度以降の利用者が大

幅に増えることを加味してという形で、少し見てみますと非常に、この部分が人数的に増えていくというような計画になっていますが、これは一体中身的には、どのようなことになっているのかということ若干、説明というお答えいただければと思いますけれども。これは、いわゆるその法人がそこでこの部分を行っていくということになるのかどうかも含めて、お願いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、地域活動支援センターに関しまして、この運営を委託しているNPO法人が就労支援のほうに体系移行するというお話でございますが、今、今後どのようになっていくか確定しておりませんので、何とも言えない状況も発生をしておりますが、今までは地域活動支援センターということで、委託するという形で国、道と合わせて、町の補助によって、それをベースに運営してきたわけですが、今後、これが、自立支援法の訓練等給付という部分に移行しまして、そこで障がいのある方に働いていただくというような体系移行にしようとしているものです。この場合、訓練等給付に移行しますと、当然、働くわけですから、働いている人には報酬、わずかではあるのかと思えますが報酬を得る。それと今、問題になっているのは、働くのですが利用料をまたいただくというようなことになり、少し矛盾したような形も出てくるわけですが、そのような形で体系移行することによって、訓練等給付ですから国のほうから、かかる費用の2分の1、道のほうから4分の1、町のほうで4分の1というような費用負担で、今後運営していくというようなことで、今、話が進んでいるということでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、この関係については、次回にでも、まわしたいと思いますが、非常に、この規模が大きく膨らんでいくような事業になっていきますし、そのことによってそこで働く、いわゆるボランティアでやってくれる方も含めて、やはり非常に、その働く現場、そこで従事する人たちの待遇の問題等々も含めて、今の状況からいくと今、現在でも750万円程度いっていますが、それから考えただけで今、現実でもその範囲で考えると本当に100万円、150万円前後の年間のお金で行ってもらっている。そのような状況があるわけです。それが、今回22年度から大きく移行して、大きく体が膨らむということになれば、働く人たちの問題等々も含めて、もちろん一番大事なものは、当事者の方たちの本当にそれで良いのかという問題もありますから、ぜひこころ遣は慎重に、国へ要請することは要請しながらも、本町としても何ができるのかということについては、工夫がいるのかと思っております。その中で、これも行ったことのない話をして、無責任かもしれませんが、町長であれば既に、ご存知かもしれませんが、長野県の阿智村というところがあります。そこでされていることは、そこは社会福祉法人「夢のつばさ」というところを立ち上げて、いろいろと行っているのですが、中身については時間がないから言いませんけれども、いわゆるそこでは、ほぼ毎日来てくれるボランティア、それから資金面、精神面で支えてくれる応援、主体会員、いわゆる後援会組織のようなものがその中で様々な胡桃を取ったり、薪を集めたり、あるいは物品の商品の販売などいろいろなことを、その「夢のつばさ」というところの諸活動に町民がやはり参画していく。応援していくという仕組みがやはり、これは、もちろんその「夢のつばさ」というところの本体のいわゆる法人の頑張りもあったと思うのですが、やはりそこには、町の強力な支援、

専門家の配置も含めて、やはりあったのではないかと思います。そのようなことも含めて考えますと、その町はその応援隊のようなものがいわゆる150名から200名いるのです。常時、組織して、そこで支えている。いわゆるそこで専従で働いている人たちの負担を少しでも和らげながら、そして、自分たちの問題として、いわゆる協働のまちづくりを進めるという観点から皆一緒なのだ。この町で生きていく。そこには、高校生のボランティアも入っている。そのようなことも含めて、やはりこれは今すぐということにはならないのですが、やはり考えていかなければいけない、そのような中身になっているのではないかなと思いますので、ぜひ、その点についても、町長の考え方というか、当然ご理解されていると思いますので、考えがあればお聞かせ願って、この質問は終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、「きらきら本舗」が移行しようとしていることについては、状況を適切に判断しながら、可能なものであれば支援をして、また共有しながら進めてまいりたいと思います。今、長野県の阿智村の話をしたようでございますが、阿智村は8月に行ってまいりますし、近々に村長も我が町に来たいということも言っておりますから、改めてそういう先進的な事例について、学ぶ機会があれば、職員に話をしてもらえばと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 最後の質問になりますけれども、これからの国保会計についてあります。国民健康保険特別会計は、保険給付費の増や基金の減少、一方で国保加入世帯や被保険者にかかる税の負担感が強まり、少くない額の滞納繰越が発生するなど、大変厳しい財政状況を示しています。これからの国保会計のあり方について、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

まず1つ目ですが、今後、本町の国保会計はどのように推移していくと見ているかお伺いをいたします。

2つ目ですが、国保会計に一般会計から繰り入れすることについての考え方をお伺いたします。

3つ目です。もうこれ以上被保険者に負担を求めるやり方で国保会計を立て直すということは、国保制度の構造からして無理があると考えています。町長の考えをお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 「これからの国保会計のあり方について」3点のお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「今後、本町の国保会計がどのように推移していくか」というお尋ねでございます。国民健康保険につきましては、若い人に比べて医療費が高い高齢者や低所得者を多く抱えていることや、加えて近年低迷する経済情勢により、本町の国保財政も大変厳しい状況に向かえております。国保の支出は医療費に応じて変動するもので、被保険者の受診動向により大きく左右されるため、財政見通しを立てるのは難しい状況にあります。被保険者の高齢化が進み、年々、医療費が伸びており、この傾向は今後も続くことが予想され、本町の国保財政は一段と厳しい状況になると思われま。

次に2点目の「国保会計に一般会計から繰り入れすることについての考え方」についてのお尋ねでございますが、厳しさを増す財政状況の中で、財政的に市町村国保に好影響を及ぼすことが期待されていた後期高齢者医療制度の創設をはじめとする医療制度改革の財政効果がどの程度になるのか。まだ、見通しが立たない状況にあります。このような中で、平成20年度において国保会計は財政調整基金からの繰り入れによって、国保財政の運営を図ることとしておりましたが、予想以上の医療費の伸びに伴い、大幅な赤字になる見込みとなり、財政調整基金からの繰り入れだけでは賄いきれない状況となっております。このため平成20年度における収支不足の財政補填分として、約3,000万円の一般会計からの繰り入れの補正予算を計上させていただき、さらに平成21年度においても財源不足の補填分として、約2,900万円を一般会計からの繰り入れとして、提案させていただいているところでございます。法定外の一般会計からの繰り入れは国保財政は基本的には、独立採算制の特別会計でもありますので、他の医療保険制度との負担の公平性の観点からも、本来的な形はないと思っております。

しかしながら、ただちに医療費の増^{そこう}嵩による不足する財源を被保険者に求めることは、所得の低い層と高い層に二極化している傾向にある本町の国保被保険者にとりましては、低所得世帯や中間所得世帯にしわ寄せや加重的な負担を強いることとなります。また、先ほども申しましたとおり医療制度改革が本年度から本格的に始まったばかりでありまして、その効果が見極められないタイミングということもあることから、収支不足の財源補填分を一般会計から繰り入れするものでございます。今後は医療費の抑制対策や保健事業の一層の推進を図りながら、国保財政の負担のあり方についての議論をしていく考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目の「これ以上、被保険者に負担を求めるやり方は国保制度の構造から無理があるのでは」というお尋ねですが、国保は国民皆保険の最後の砦^{とりで}として大きな役割を果たしてきており、それゆえに社会経済状況に大きく影響を受けやすく、加えて被保険者の高齢化の進展や低所得者を多く抱えているなどの構造的な問題があります。こうした問題はありますが、本来、国保財政は国税の収入と国庫負担金などで賄われるべきものでありますし、国保財政の健全化運営のためにも、今後は国税も含めた費用負担のあり方について、医療制度改革の影響も見据えながら、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、国に対して安定的で持続可能な制度の改善や財政支援の要望などを積極的に行いながら、今後も町民の健康保持、増進と必要な医療の確保に努めてまいります。

以上、お答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） この関係で大きく2つほど質問いたしますが、まず1つはこの国保会計の問題を語る時に、どうしても出てくるのが、いわゆる公平感、平等感ということがよく言われることだと思います。そのことによって、国税を上げざるを得ないと。ほかのいわゆる健康保険の方々に同じ町民として、負担をさせることにはならない。そのような意味での公平感、平等感での話の切り出しになると思いますが、果たして、町長にお伺いしたいのは、福祉とか社会保障における平等とは、一体何なのかということをやはり問わなければいけない。これは、国保の問題だけではなく、何が憲法の中で言っている平

等なのか公平なのかということを示すだけでも機械的な平等なり、公平では済まないものが大きく含んでいるのではないかと思います。それがいわゆる厳しく問われるのが、これからのあり方ではないかというように思っております。確かに、機械的に平等だけでいけば非常に楽なのです。仕事を済ますということだけでは楽なのですが、果たして、それが障がいを持った方とか、いわゆる低所得の方も含めての生活が皆平等になっているのか。生まれながらにして、自己責任で行っていきなさいということで、済むことのできるのかというところに帰結するのかなというように思います。そういう点から考えてみても、やはりこれから求められるのは、そういう平等感、公平感というのは、非常に厳しい言い方になりますが出てくるのかという思いがいたします。

それともう1点、もう時間もありませんのでまとめてしますが、もう1つ国保も非常に全国的にこのような厳しいという中で、実は、高知県か何かがいわゆる後期高齢者と同じような形で、広域連合として高知県をひとまとめにしていくということで、何か今、議論が始まっているようなのですが、実は、この21年度の国の予算の中でも、国保の関係で何かそのような議論が始まってきている。いわゆる21年度中に北海道でいけば北海道広域連合みたいな形で、いわゆる国保広域連合みたいな形で何とかしていきたいという話があるようなのですが、その辺の情報は、どのようになっていますか。そのことをまずお聞きしたいのですが、入っているかどうか。もしそのようなことであれば、後期高齢者医療の問題含めて、非常に大きくなればなるほど、システムとしては便利ですが、でもそこに参画する。そこの受益者になる保険者、被保険者にとってどうなのかということは常々問題になるところだと思いますので、もし、そのような情報が入っているのであれば、お知らせをしていただきたいということも含めて質問いたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1点目で申しますと、確かに不平等感というのは、そのような議論でいいのかという考え方でございます。これは、いろいろありますので、参考意見として聞かせていただき、町民的な議論にさせていただきたいと思っております。それぞれの立場でそれぞれの考え方があります。ただ、一言だけ言わせてもらえば、子どものいない人にとって、教育に予算を投じるのは平等かという議論になってしまい、本当にどうなのかという議論になってしまいますから、しかし、一生懸命真面目に払っている人からしてみると払えないという問題は、一体どうなるのだとかいろいろな議論が私はあると思っております。

しかし、改めて本当に一般会計から繰り入れするのが良いかどうかという問題提起をさせていただきますので、ぜひ議員の皆さまも含めて、これらについてのご意見をいただきたい。

それから2点目でございます。高知県のことや、それから国等の動きについては、具体的に私自身も掌握はしていませんが、ただ、保険者である市町村の中では、国保会計の危機的な状況というのは、どこの町も共通しておりますので、その点でいうと何とかしなくてはいけないという議論がございますので、これらも推移を見守りながら、できれば保険者を市町村から北海道、あるいは国が責任を持つという制度ができるように声を大にしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） ぜひ、広域連合というか国保いわゆる後期高齢者のような形でそういう話があったときには、やはり、すぐ議会も含めてやはり議論していかなければいけ

ない大事な中身になるのではないかと思いますので、くれぐれも拙速^{せつそく}に物事を進めるようなことがないように、立案の段階からやはりきちんと対応していただきたいというように思います。その点について再度確認をいたしまして、私の質問は全て終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 20年度補正予算もさることながら21年度予算についても一般会計からの繰り入れをさせていただき提案をさせていただいております。少なくともこの1年間はその議論を、1年間は拙速^{せつそく}かどうかという議論はあるでしょうけども、反対意見もあるかもしれませんが、私はこの1年間の中でしかも国保の審議委員会のご意見をいただきながら、最終的には22年度の予算のときに明らかにしていきたいと考えておりますので、積極的なご意見を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は3番、上原豊茂君の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。私の一般質問通告書に従いまして質問を始めていきたいと思います。周りからも非難がありましたけれども非常に読みにくい資料で申し訳ございません。お許しをいただきたいと思います。

さまざまな社会的変化がある中でも、子どもは誕生して成長を続けていくわけでありませう。教育分野では10年に1回行われる学習指導要領の改訂がされる中で、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定が行われたところでもあります。それらのねらいが幼小連携・接続の強化にあるとされていますが、その背景にどのような課題があるのか気になる場所でもあります。当町の教育現場に、どのような課題があるのか。あるとすれば、早期の原因究明と対応が求められる必要があると考えております。また、保育所の保育指針が局長通知から厚生労働大臣告示に変わったことで、保育現場にどのような変化が起きるのか気掛かりであります。これらの国の方針変化を保護者に伝える必要性和その手法について、どのように考えているのかも将来の幼児教育体制充実に向けて大切でないのかと考えております。少子化に伴う保育所の統合など将来に向けての新たな方向が示されているが、幼児のもつ課題、保護者並びに社会的課題を整理しながら、人間形成の礎^{いしづえ}となる幼児期の健やかな成長を目指す体制を行政として整えなければならないとの観点から、次の点について教育長にお伺いをしたいと思います。

1点目、保育所の統廃所の中で保護者のニーズをどのように対応していくのか。

2点目、障がい児の受け入れと保育補助員の位置付けについて、どのように考えておられるのか。

3点目、幼児教育体制と小学校との連携について。

4点目、子育て相談体制の充実について。

5点目、保育所、幼稚園の責任体制がどうなっているのか。

この5点についてお伺いします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 幼児の健やかな成長を目指す体制に関して、大きく5点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「保育所の統廃合の中で保護者のニーズにどのように対応していくかについて」お尋ねでございますが、この度のひので保育園の統廃合の例をとりまして、ご説明を申し上げたいと思います。適正な保育サービスの確保及び訓子府町財政健全化戦略プランなどに基づきまして、年明けの1月9日にひので保育園入園希望保護者を対象とした意見交換会を開催し、議員の皆さまには1月19日の全員協議会で説明をさせていただいたところであります。その後、2月10日には日出町内会、日出実践会、大谷実践会の地域住民の皆さまを対象とした住民説明会を日ノ出地区ふれあいセンターで行ったところであります。それぞれの説明会におきましては、いろいろご意見を頂戴いたしましたが統廃合についてご理解をいただいたものと考えております。今後も保育園の運営等につきましては保護者など関係者の皆さんに十分説明しご意見を伺いながら安心して入園していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「障がい児の受け入れと保育補助員の位置付けの考え方について」のお尋ねでございますが、障がい児の受け入れにつきましては、障がい児に健常児と同じ集団の一員として適切な指導を行い、相互の健全な育成を促進することを目的とした訓子府町障がい児保育実施要綱に基づきまして、関係職員で構成する「障がい児に関する協議会」の協議を経て、受入れを決めております。近年では、保護者のニーズを受けまして、家庭や保護者の状況などを踏まえて入園を認め、また保育補助員についても過去に障がい児保育に経験のある保育士の資格を持つ方を補助員として配置し、クラスでのサプ的立場で対象園児をサポートしているところでございます。

次に、3点目の「幼児教育体制と小学校との連携について」のお尋ねですが、議員もご指摘のとおり、この度の幼稚園教育要領の改正において指導計画の作成に当たっての留意事項で、近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を推進することから、小学校教育との円滑な接続のため、交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を図ることが明確化されたところであります。幼稚園では、これまでも各学校間との連携としまして、例えば居武士小学校の集会活動に5歳児が参加し、触れ合いを深めているほか、中学校3年生や訓子府高校2年生とも連携交流を行っております。

なお、小学校の入学にあたっては、各卒園児の学籍や指導に関する記録を記載した指導要録を参考に引継ぎも行ってまいります。今後におきましても、ますます密度の濃い連携を深めていきたいと考えております。

次に4点目の「子育て相談体制の充実について」のお尋ねでございますが、幼稚園にお

きましては、園内の相談室や園庭などを気軽に利用していただき相談しやすい場を設け、学級懇談を年3回、個人懇談、毎月月末に子育て相談日を設けておりますほか、随時各担任及びコーディネーターが相談に応じるよう努めているところでございます。

また、保育園においても、保育園に通っていない親子を対象に遊びを提供する園開放をこれも年3回、親の希望時間で開催しております個人面談の子育てトーク、さらには、クラス懇談会を開催するなど、子育て相談に取り組んでいるところでございます。

次に5点目の「保育所、幼稚園の責任体制はどうなっているか」とのお尋ねですが、日常における園児に対しての保育、教育面及び職場の職員の監督、保護者の対応などは園長の責務であります。

なお、管理及び運営にあたりましては、町から一部事務委任を受けて実施しています保育園業務を含めまして、教育委員会の私どもの責務があると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま5点にわたって、ご回答いただきました。

まず、1点目の保育の統廃所の関係と保護者のニーズの関係で再質問をしたいと思えます。様々な状況の変化の中で、親たちの要求というものが出てくるかと思えますが、1つは、その親たちの感覚といいますか保育園また幼稚園に対する思いが正しいのかどうかの問題があるかと思えます。きちんとそのような意味では、保護者の保育に期待するところを分析し、受け止めなければならないのではないというように考えております。社会、一般的な動向として、最近では世帯収入が生活の豊かさの主要となり、共稼ぎが増えている。昨今は、不況による共稼ぎを強いられるということもあるのではないかと思えますが、そのような状況である。そのような中で、親の子育て責任を消費行為として、処理する傾向も増えているのではないのか。そのようなことの中で親たちの教育意識が教育費を払い外的教育機関に教育を委託する、そのような感覚が多くなっているのではないのかと言う専門家の分析もござります。このような状況分析があるわけですが、このことを踏まえて、うちの町の状況がどうなのか。その辺について、お聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 少し難しいご質問をいただいたと思えますが、昨今の社会経済状況の変化に伴って、家庭での共稼ぎ、家計の悪化等に伴って、子どもを保育する面倒を見るということを外に委託する消費者意識の過度な現れ方があるのではないかとのご指摘をいただきました。これは、保育園や幼稚園に限らず義務教育の面においても一部の学者が指摘しているところであります。それが場合によっては、モンスターペアレントというような過度の現れ方になっているのではないかという分析もあります。私ども保育園、幼稚園を運営する立場としましては、あくまでも何を第一義に考えるかということ、お子さま、子どもの健全な発達、成長をサポートすることの一点に尽きると思えます。そのような点において、今、ご指摘のあった親御さんの一部行き過ぎたあるいは少し筋から外れたような子どもの育て方に対する考え方には、現場で直面することになるかと思えますが、あくまでも保育園でいえば保育に欠ける。幼稚園でいけば幼児教育の大原則を見失うことなく保護者の皆さんと向い合って説明し、ご理解をいただきながら、適正な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） また、幼児期の成長については、平成6年度は、エンゼルプラン。平成10年度は、幼稚園での預かり保育規定導入など子育て支援に国が力を入れているという状況が出ておりますが、幼児期の成長というのは、生活の連続性が大切でないのか。そのような意味では、家庭、保育園、幼稚園との連携が重要と思われませんが、このことに対する対応、対策がうちの町では、どのように行われているのか、お聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 近年におきましては、保育園の役割と幼稚園の役割がかなり重なる部分が出てきております。これは何かといいますと今、議員からお話があった、子どもを健全に育てるという1点においては、保育に欠ける。または幼児期の教育という点について、何ら明確な線引きをする必要がないのではないかとこの観点からと認識しております。うちの保育園、幼稚園におきましても、その点は、十分配慮しているつもりです。日々の保育園、幼稚園の活動においても、保育園から幼稚園に進まれるお子さんの日々の観察、指導体制も含め保育園と幼稚園との連携の下に進められていると思っております。

また昨今、要綱と要領が見直されたことに伴いまして、幼児期の保育教育と義務教育への連携として非常に一貫教育の対応が非常に重視されておりますが、今、新たに子どもが考えているのは、小学校における特別支援教育に対する専門的な先生の力なども日々の活動の中に何とか活かしていけるようなシステムづくりを考えていきたいと思っております。そのことにより、保育園、幼稚園、小学校と一貫した子育てに対して、一本筋が通るものと考えております。今後とも十分検討を重ねて対応してまいりたいと思っておりますので、これについてもまた、ご指導いただければ有り難いと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この件については、保護者の思いと先ほど回答にありました教育現場と言いますか幼児に関わる窓口の思いとはズレている部分も沢山あるかと思っておりますので、その辺に向けての保護者への指導と言いますか、そのような対応もきちんとやっていただきたいと思っております。

次の障がい児の関係と保育補助員の問題であります。幼児の育ちの中で個々の違いを認め合うこと。その必要性を身につける意味でも、先ほどからありましたように、いろいろな協議の中で、お互いの合意の中で、障がい児を受け入れているということは、個々の人間形成の上でも非常に大切なことではないのかというように認識しております。

また、所管事務調査の中で、障がい児との関わりと保育士の思いを聞かせていただきました。非常に熱い思いを持って、子どもたちと向き合っているという点では感心し、評価をしているところであります。そのような保育補助員の関係であります。この支援の必要な子どもたちにとって、その時々を共にしている保育補助員との関係、つながりというのは、非常に大きく深いものがあるのではないのかというように認識しているところであります。そのような点から考えますとこの子どもが成長していく段階で、さらに支えとなる必要があるのではないのかというように考えるとこの保育補助員の方の身分保証といいですか、位置付けというのが極めて重要になるのではないかと思いますので、その辺について、今後どのような取り組みをしていくのか、お考えがあればお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、議員さんの質問の中で、障がい保育補助員の位置付けの重要性についての認識を述べられました。全く私もそのとおりだと思います。障がいをお持ちのお子さんにとって、家庭ではお母さん、お父さん、そして保育園、幼稚園に来て、先生の存在は非常に大きなものがあると思います。この先生方の存在がなくなるとは、この障がいをお持ちのお子さんの保育や教育が成り立たないわけで、あえて専任の職員を置いているわけです。そのような意味では、非常にウェイトが重たいし、また逆に言うと責任も重大ということでもあります。この補助員につきましては、ご指摘のように臨時職員であります。臨時職員を配置する背景というのは、はっきり言いますと人件費をなるべく抑えたいというマネジメントの立場からであります。ただ、この職員個々につきましては、臨時職員という立場ではあります。自分が臨時職員に置かれているから、日々の保育に手を抜いたり、お子さんとの接し方を軽くしているわけではございません。一生懸命、自分の専門知識を活用しながら、行っていておられます。そのような点では、現状において安心をしてお願いをしておりますが、この方にするとこれで生計を維持しているわけですから、生計が安定しなければ、仕事も安定しないとの一般論にもつながりますので、今ご指摘の点は、急にどうするということもできませんが、引き続き検討課題にしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） さらに努力を期待するところであります。

次の幼児教育の体制と幼小連携の問題であります。

ここで、今回の幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂が行われた。そのことによって、現場にどのような変化が出ているのか。また、出ていくのか。1985年に小中学校の学習指導要領が手引きから、告示という形になりました。このころから、国旗、国歌、道徳教育がメインとなり、全面に出てくる状況になった。そこで、またいろいろな課題も出てきているというのが実態だと思います。そのような意味では、指針が通知から告示に変わったということは、大きな意味を持ち法的制約を受けるとの捉え方からすると現場で大きな変化があると思うわけですが、この辺についてお答えをいただきたいと思っております。できるだけ時間ももたないでポイントだけで、お願いいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） あの指針が通知から告示に変わったという点ではご指摘のとおりで文字通り通知が告示になったわけですから、法的拘束力を強めた。元々通知も法令の一種と言われておりますが、告示になることによって、その法的な性格を強めたということで認識しております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 当然、そのように変わったということは守らなければならないと思えますか1つの方向に向かって現場で考えるのではなくて、現場がそれに合わせる形なのではないかと思えます。その辺の変化についても、あるのかないのかを確認したいところであります。この改訂が保育の質を高めることにつながるのかどうか。もし、そのようなことを狙いとして、この改訂がなされたのであれば、その目的を達成する環境整備はどうなるのか疑問に思うところであります。当然、先ほども言いましたように、そうで

なければならぬというような強制力を伴う改訂であります。その中に保育者の自己評価を求めているということもあります。さらには、研修を積むということも求められているということでもあります。当然、自己評価と研修し保育園の資質向上を求めているということではありますが、現場の状況の中で、それだけの余裕があるのかということも心配されるところであります。子どもとの関わりでいきますと保育者が納得し、必要だと思って実践したことは、子どもにとって極めてきちんと受け止められるといえますか届きやすいというように専門家は見ております。そのようなことを行って考えますと保育者の創造性を引き出す条件整備や先ほど言いました研修権を確保することが重要になってくると思えますが、この辺の整備については、行政に求められていくのではないかと考えるところであります。このようなことを確保する考え方についてお聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 告示になった指針については、議員さんのご指摘では「強制力を強めたのではないか」というお話であります。これが保育現場にどのような変化をもたらし、また、そこに働く先生方の自己研鑽、研修、それと義務教育との連携等々の課題は、沢山ある中で子どもへの影響を心配されてのご質問だと思います。この指針につきましても、当然、保育の質を高めるねらいからつくられているものであります。元々、これは長い時間をかけて、中央の審議会等々で専門家の先生方の意見を集約したものを国が、まとめたものであるわけで、これを尊重しないということにはならないわけでありまして、ただ、どのように現場で自己研鑽、研修、自己評価それと小学校の連携を図っていくかは正直いいまして、今後の私どもの努力にかかっていくものだと思います。この指針の方針に沿って鋭意努めてまいりたいと今日の時点では、お話すほかないと思えます。

ただ一例としまして、小学校との連携につきましても、今、障がいの子どものための協議会、保育のための協議会をもっていますが、その中には小学校の先生がメンバーとして入ってはいないのです。しかし、専門家が沢山入っています。そして小学1年生として、受け入れる側の専門家になる、その先生方のお力を借りない手はないと私は考えておりまして、幼保の先生、それと我々事務方の職員で構成している協議会に小学校の先生を何らかの形でお招きして、ご協力いただき連携を深めてまいりたいと思っております。一例であります。そのような努力も含め鋭意頑張ってもらいたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 課題は沢山あるかと思いますが、今回の改訂で最大の目玉は、今、教育長から言われましたような幼小連携、接続の強化だということに言われております。このことが目玉になることは、小学校低学年の荒れ、崩れの問題があるのだと思います。先ほど前段で教育長の説明にもあったと思いますが、様々な問題を抱えている子どもが多いということもありました。幼児期の規範意識や自我の芽生えが乏しい子どもが増えていく。だとすればその対応が当然求められるがゆえに、この改訂がなされているのではないかと考えるところであります。当然このような対応をしていく上では、先ほども申し上げましたように、保育の質の向上というものが求められていくのではないかと考えます。先ほどの繰り返しになりますが、そのシステムづくりというのが重要になっていくのではないかと考えますし、この状況を子どもたちの保護者がどのような状況認識を持つのが大事になるのではないかと考えますが、そのことに対する取り組みについての考えをお聞かせい

ただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 保育の質の向上における保護者の役割の重要性について、今言及されたと思いますが、私も全くそのとおりだと考えております。保育園には、保育園の役割、幼稚園には幼稚園の役割があります。その前段で家庭における育児という大きな問題があります。個々の家庭における育児の力が近年様々な理由から弱まっているとの指摘もあります。そのため国を挙げての子育てに対する支援事業へつながっていると思います。いずれにしましても、家庭において、自分の子どもをどのように育てていくのか。そしてまた、育てて欲しいのか。欲しいのかということは、保育園、幼稚園、小学校等々ですが、これらの認識を情報も含めて、何とか共通の場で考える取り組みが必要だと考えております。それぞれの部分で皆が努力して、子どもたちに力を注ぐという形が少しでも前進するようにいろいろと考えていきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 議論すれば尽きないわけでありましてけれども、先ほどいろいろな連携の対策の中にも言及をされました。小学校の先生は、入っていませんとの話もありましたが、この幼小連携の壁の中に今、教育長が言われた幼稚園の教諭、小学校の教諭、それぞれのエリアで壁というのが、非常に厚いものがあるというように指摘をされております。これらについても、十分、教育長は、教育現場の頭として、調整をしていただきたいということをお願いしておきます。

次の子育て相談体制の関係であります。園を中心とした子育て相談体制というのは、以前もお聞かせをいただいております。いろいろな形で、親同志の意見交流、先生との意見交流等々が示されております。

しかし、ここでなかなかその先生を前にして、また、同じ子どもを持つ親を前にして、相談しにくいことも、多々あるだろうというように思うわけであります。そのような意味では、今、執行方針等々の中でも、上げられております子育て支援センターを22年に立ち上げることになっておりますが、これを早期に立ち上げ、子どもの子育て相談の窓口を分かりやすく一本化していくことも重要かと思えます。

また、相談しにくいことの解消に向けて努力をしていくべきだと思いますが、この辺についての考えをお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 2つあったと思うのですが、前段簡単にお話をしたいと思えます。教育を司る責任者として、各種教諭、保護者の垣根を取り払い、子どもを切り口に今後対応を進めていきたいと考えております。まだ、名前は明らかにできませんが今度の、小学校の異動で特別支援に対するスペシャリストが来ていただけることになりましたことも含めながら、適切に対応してまいりたいと思えます。

子育て支援センターのことにつきましては、現在、担当されている福祉の方で回答されると思えますので、よろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、子育て相談体制の充実という部分で、子育て支援センターの役割についてのお尋ねございましたが、昨日の河端議員のご質問の中にも

ございましたが、今、内部で検討している段階で、子育て支援センターの機能について検討をしております。その中で、子育てに関する相談業務などもそこで行うことを今、検討している段階ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） いずれにしましても、将来を担う子どもたちでありますので、慎重に、かつ大胆な対策を打っていただきたいということを期待しておきます。

最後に、保育園、幼稚園の責任体制であります。この関係につきましては、あまり深く入るとまた問題になると思いますが、所管事務調査の件を踏まえて、意識の持ち方についての提案をしておきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、今回の所管事務調査の中で、保育士との懇談を申し入れました。当然、我々は現場の流れを知らないで子どもの将来を協議することは良くないとの考えから、全体の意見一致の中で申し入れをいたしました。そこで、責任は園のいろいろな運営といいますか管理運営でなく、中の運営については、園長が責任を持っているのだということではありますが、その園長といろいろな打ち合わせを含め協議をしたところでもあります。その時に、所管事務調査に対して、嫌悪感を示した事実がございます。そのことは、我々個々がひとつの事を確認し、細工をしなければいけないのかもしれませんが、教育行政と一般町政行政とは、それほど明らかに線引きされているのか。議会議員は、教育行政について、踏み込んではいけないのかとの疑問を持ったわけでありまして。そのようないろいろなやり取りがございました。非常に、所管事務調査の内容についても「このようにして欲しい」との指示までいただきました。極めてありがたいと言えればありがたいことでもあります。

しかし、そのことへ踏み込むことに対するブロックをするようなことが、本当に正しいのかどうか。そのような人が、その子どもたちの教育現場にいていいのかとの疑問さえ、私自身は持ったわけでありまして。そのような意味でこの辺について、教育長としてどう考えるのかお答えをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今の質問ですが、お聞きになっている方は、さっぱり何のことか分からないと思いますが、総務文教常任委員会で保育園の所管事務調査をするということでありました。日々の保育士の意見を聞きたいということだったと僕は認識しております。その申し入れを受けました園長は、調査するのであればテーマを示していただけいかとお願いしたかと思っております。そのように私は聞いておりますが、その辺でやり取りが確かあり、大変なご不快を感じさせてしまったようであります。そのような点では結果としまして、議員活動、議会活動の規制や制限を加えるような印象を持たれた時点で、行政の負けでございます。はっきり言って私は非常に残念に思いますが、私も園長の言ったことには同感に近いです。調査される以上は、テーマがあったほうがこちらも答えやすい資料も用意できる。保育士の日常の意見を聞かれるということであれば、その話は機関を代表した話ではなく、個々の話になってしまいますので、私自身も責任が取れませんし、できればテーマを示していただき、それに対して肅々と行われればよかったですと思いますが、対応の内容を全部その場にいたわけではないものですから分かりませんが、結果において、議会のもっている調査権が犯されたとまで言われるほどの対応だったとすると極めて責任者として、遺憾であります。結果として、今後このようなことがあった時は、私が許しま

せんので、今後、このようなことがないようにしたいと思います。それと行き違いやすれ違ってしまったことについては、遺憾ですし残念ですが、何故そのようなことになってしまったのかということの反省も含めて、もう一度検証してみたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 先ほども言いましたが、いずれにしましても、訓子府の将来を担う子どもたちであります。ベストな状況の中で健やかな成長を願うために我々は、目一杯努力をしていかなければならないと認識しておりますので、当然、担当の皆さまにもそのようなご努力をお願いしたいと思います。非常に時間がありませんので、次の質問に入りたいと思います。

町民の知恵とパワーで将来に夢がもてる元気なまちづくりについてであります。

世界的不況、国家的財政難と政治の混迷の中で、地方の生き残りを賭けた戦いは、さらに厳しさを増していると思います。いずれにしましても、町長は自律の道への歩みを宣言し、全体の奉仕者である職員と努力の最中であります。町長の政策として「元気なまちづくり総合補助金」の創設、また町民参加の財政分析講座の実施など、町民の発想や活力を呼び起こす仕掛けについては、評価をするところであります。

しかし、これらに係る実態を分析し町民に公表することは、町長として当然の責務だと考えるところであります。これらへの対応とこれからさらに町民の知恵とパワーの結集が町民の元気につながる努力と施策を打ち出すことを期待し、次の点について町長の考えを伺いたいと思います。

1点目は、「元気なまちづくり総合補助金」の成果と今後の見通しについてであります。

2点目は、「訓子府町地域新エネルギービジョン」研究活動の経緯と町の支援体制についてであります。

3点目は、町民の新しい取り組みへの支援を含めた体制づくりについて。

4点目は、元気なまちづくりは人口減の歯止め施策となり得るか。

その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） お許しをいただけましたら、少し時間を止めて欲しいのですが。

議長（橋本憲治君） 暫時ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時00分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を再開します。

町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「将来に夢が持てる元気なまちづくり」について、4点にわたりましてお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「元気なまちづくり総合補助金の成果と今後の見通しについて」でございます。この補助制度は、本年度から創設したものであり、制度自体の成果について申し上げる段階までには至っておりませんが、本年度2件の応募があり、町内としては全く新しい畜産経営形態や雇用の創出、農業者と商業者の連携による農業資源を活用した商品開

発などといった事業が立ち上がったことは、産業の振興や起業意欲を高めるなど町の元気づくりにつながるものと期待しているところでございます。

なお、対象となった事業のその後の状況につきましては、交付対象者から報告を受け、町民の皆さまに公表する予定でございます。今後の見通しについては、新年度予算で20年度と同額100万円を予算計上しており、当面継続する予定であります。本年度対象になった事業の展開状況や本制度への応募状況あるいは効果などを勘案し、制度内容の精査やあり方を検討してまいりますので、ご理解願います。

2点目の「訓子府町地域新エネルギービジョン」に関するお尋ねですが、ビジョン策定の経緯につきましては、昨年2月に本町の企業代表者など10名で発足した「訓子府新エネルギー研究会」からの民間主導による産業創出として、新エネルギーを活用した事業化の提案が契機となり、補助申請をして採択されたものでございます。北見工業大学の鈴木教授を委員長とする有識者17名で構成された策定委員会により、熱心な協議とともに町長を会長とする関係課長など9名で構成される町内検討会議が連携し、町民のアンケートや企業、公共施設などエネルギーに関する調査などを行い、2月に訓子府町地域新エネルギービジョンが策定されました。ビジョン策定の中で提案があった町民の協力による廃食用油を使用しての再生重油については、町内企業で燃焼試験が実施されるなど事業化に向けて進んでおり、また、玉ねぎの茎や葉、木屑、廃プラを混合した固形燃料の事業化が有望との調査結果に基づき収集費用等を詳細に検討するため、詳細ビジョン策定事業について、引き続き町が事務局となり補助申請事務など支援体制を継続していく考えでございます。

3点目の「町民の新しい取り組みへの支援を含めた体制づくりについて」であります。元気なまちづくり総合補助金のように、新たな事業などに取り組みやすい環境づくりとあわせて、町の関わり方をよく見極めた上で、まちづくりやまちおこしにつながるような取り組みに対しては、その立ち上がり段階における人的支援、場合によっては、国や北海道の助成制度などの活用も含めた財政支援措置など可能な範囲で支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜り願います。

最後に、「元気なまちづくりは人口減の歯止め策となり得るか」とのお尋ねでございます。人口減少要因としては、少子高齢化や転出入にギャップの問題などがあり、人口減の歯止め策は非常に難しい課題ではありますけれども、子どもからお年寄りまで全ての町民と産業、社会が元気であることが、将来にわたって安心して住み続け、住んでみたいまちづくりにつながると考えておりますので、行政主導だけではなく多くの町民の皆さんの知恵やお力をいただき、まちの元気に結びつくような施策を実践してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 非常に時間の配分が悪くて申し訳ありませんが、それでは再質問をさせていただきます。

1点目の元気なまちづくり総合補助金の成果と見通し、これについては、走り出したばかりで、まだ報告の段階ではないということでありました。たまたま仲間の畜産関係の方々の声の中に、この事業に取り組んだことで非常に成果を上げている。こんなに変化する酪農経営者がいるかと思うぐらいの結果が出ているということでもあります。私は、この課題を何であげたかといいますと、このような取り組みに対して、とてもいい方向といいます

か、夢が持てる結果が出ているということをしっかき伝えるということが、この厳しい財政の中での施策の打ち出しに対する評価と元気がそこから生まれるのではないのかという思いを持ったものですから、このような質問をテーマにもってきました。ぜひこの辺については、いろいろな声を聞きながら、その都度町民にアピールしていくということが必要ではないかと思ひますので、ぜひ担当の皆さんについては、その辺の配慮もいただければと願うところであります。

2番目の新エネルギーの関係であります。今、町長からの報告がありましたように非常に高いレベルでの検討を繰り返し、一定の方向性を見出したということは、評価に値すると思ひますし、また、農業系、森林系、生活系をミックスしたエネルギーの新開発という取り組みであります。私はここでこの取り組みがさらに充実し、1つの結果を見出すために、ぜひ町が今後どのように取り組もうとするのか。その体制づくりは、どこにあるのかをきちんと打ち出すことが大事でないかと思ひます。特に、これを見ますと農業、特に玉ねぎ農家、また森林関係は非常に冷え込んでいるため、森林関係に関してはさらに勢いを増すのではないかと考えるわけであります。また、さらにはお金がかかりどうしていくか検討している生活系の廃プラ関係についても、今一つ皆さんの協力を得られるような体制づくりをすることが大事だと思うわけであります。この関係について、どのように行政として問いかけていくのか。その辺を何かあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2点のご質問をいただきました。

1つは、元気なまちづくり総合補助金に関連して、さらに町民への広報活動を進めていく必要があるのではないかとございます。これは本当にご指摘のとおりでございます。合わせて「ピストロ訓子府」が訓子府の素材を使いながら、新たな産品やあるいは、料理のメニュー等を考へているようでございます。これらも今、議論になります旧駅を中心とした活性化センター等についての活用ができれば、さらにこれがまた、発展していくきっかけになるのではないかと。私はその点で町民の元気というのは、まさにこのような実践が広がり、発展してこそ実現させていく、きっかけになるのではないかと考へているところでございます。

2点目の新エネルギーの関係でございます。これはもう、るる申し上げておりますけれども、過去に地域新エネルギービジョンのパンフレットが配付されました。同時にこれは全戸になるのか。これは全戸には配付されていないようですが、いずれにしても、このような冊子が出来上がりました。これは民間主導でございまして、国の補助金100%で作りました。訓子府に素材が一体何があるのか。燃料、新エネルギーにしていく素材は、何があるのかと稲わらからいろいろなものの研究をして、最終的にたどり着いたのが、玉ねぎの皮であります。皮を固形化し、それを補助燃料として使うことができないか。さらにそれは、玉ねぎの皮だけでは温度が低い。それにさらに負荷かけるためにも、例えば森林のチップやあるいは廃プラ等を活用しながら、そのようなものの実用化ができないのかということが、実は今年度と言うのか21年度のプロジェクトでございます。できればこれには、生産者だけではなく農業協同組合の力も借りなければなりません。おそらくこの玉ねぎの皮だけを考へてみても、この地方は玉ねぎの産地でたいていは焼いているという状況でないかと思ひますので、これは環境問題やいろいろな意味で活用が可能になっ

るのではないのか。さらには、ここに福祉の関係者の仕事も含めてミックスすることができないのかということがここに関わっている人たちの考え方でございますので、行政は、まず21年度はそのような実施計画の策定に今後も引き続き支援をしていく。そして、具体的には、さまざまな資本投資などいろいろなことが出てまいります。これらについての提案を受けながら、行政でなすべきこととそれから、研究家あるいは住民の方がなすべきことの役割分担を明確にしながら、基本的には住民主体の事業化。それを行政が可能な限り支援していくスタンスで進んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 急がせて申し訳ありません。ぜひそのような意味では、広い視野を持った取り組みを期待しているところであります。

3点目の「町民の新しい取り組みへの支援を含めた体制づくり」であります。これはある意味では、まちづくり委員会等々も含めて、先ほど工藤議員の回答にもありました条例制定との結びつきがあるというように私は考えております。この町民の知恵とかパワーをどうするのか。その拾い上げであります。私はここで前段の町長の説明等にもありました。また、ほかの議員の一般質問への説明、回答にもありましたが、地域担当職員の間接性を生かすべきではないのか。これは職員に対して大変なことを言うと思われるかもしれませんが、ここで住民の知恵とパワーを結集するために、その接着剤は何かと言えば、やはり今ひとつここで、職員に頑張ってもらわなければならないと思うわけでありまして。いろいろな住民の中に入っていきることによって、住民の知恵やその力をどこで連結させるのかということに、職員の力を発揮させていただければと考えております。この件についてもいろいろな形で展開すれば、広がっていくわけでありまして、そのような取り組みをするのかどうかということも加えてお聞かせをいただきたいと思っておりますし、人口の歯止めの関係であります。今までお答えをいただいた様々な取り組みをもって、魅力的なほかの地域とは違う訓子府の魅力というものを全面に出すことによって、1つの効果が現れるのではないかとこのように思うわけでありまして。ぜひその辺についての気持ちの取り組みの姿勢も含めてお答えをいただきながら私の質問を終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員のご指摘のとおり昨日、小林議員からのご質問にも答えさせていただいた地域担当職員の積極的しかも主体的な頑張りも含めて、さらにメイドイン訓子府として訓子府から全国に発信していけるようなまちづくりの情勢と具体化に向けて全力投球で努力してまいりたいと感じているところでございます。

一方で財政プランの中では、どうも萎縮してしまったり、ある意味では閉塞感が漂う状況も拭えません。職員を削ることがある意味では、住民のきめ細かな底支えがなかなか難しいという状況も私の中にはございます。削ること減らすことが町民の福祉の向上と全く同感とは感じられない場面も多々ございますから、そうは言っても限りのある財政の中で、私は、職員の知恵と力、そして住民の知恵と力で、この厳しい状況を乗り切っていく決意でございますので、昨日から一般質問で大変厳しいことも申し上げましたが議員の皆さまのお力添えとご助言あるいは協働の力で何とか様々な課題を乗り越えてまいりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今、先に向かったの思いを示していただきました。ぜひ今までの職員の頑張り、さらにこれからの頑張りに期待をして、私の一般質問を閉じたいと思います。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで午後3時25分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

予算審査特別委員会設置

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

平成21年度各会計予算及びこれに関連する議案を審議するため、議長を除く議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第18号、議案第20号から議案第22号、議案第24号、議案第26号及び議案第9号から議案第15号までの各案を付託することに、いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員を予算審査特別委員に選任し、特別委員会に議案第18号、議案第20号から議案第22号、議案第24号、議案第26号及び議案第9号から議案第15号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

休会の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会の審査のため、ただいまから付託案件審査終了までの間、休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査が終了するまでの間、この定例会を休会とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） 本日はこれにて本会議を散会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

ここで午後3時35分まで休憩をいたしたいと思います。

散会 午後 3時28分